

令和元年度第2回袖ヶ浦市行政改革推進委員会 会議録要旨

1 開催日時 令和元年12月13日(金) 午後1時30分開会

2 開催場所 市役所7階会議室

3 出席委員

会 長	宗政 恒興	委 員	根本 典子
職務代理	吉岡 眞史	委 員	鈴木 和雄
委 員	佐藤 優子	委 員	中山 朝子
委 員	成松 薫	委 員	池田 弥栄子

(欠席委員)

委 員	江澤 国夫
委 員	高品 恵美子

4 出席職員(事務局)

市 長	粕谷 智浩
総務部長	小泉 政洋
行政管理課長	川口 秀
行政管理課 副参事	平野 剛志
行政管理課 主査	小久保 雄希

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	1人

6 議 題

- (1) 第7次行政改革大綱(案)について
- (2) 第7次行政改革大綱 アクションプラン(案)について
- (3) その他

7 議 事

【議題1 第7次行政改革大綱(案)について】

資料「第7次行政改革大綱(案)」により行政管理課から説明。

【質疑等】

吉岡委員

8ページの(1)の「義務的経費である主要3費目(一般会計)の推移」(p.5)はP7ではないかと思います。また(2)の「義務的経費である主要3費目(一般会計)の推移」(p.5)もP7ではないかと思います。

事務局

修正いたします。

吉岡委員

4ページの歳出では民生費が増加しています。収入も、それに伴い国からの補助が増加していると思います。この支出だけを見ると増加しているように見えますが、収入も増加しているはずなので、どのくらい増加しているのかが見えません。国の補助を差し引いたうえで、市として支出が、どのくらい増加したのかが明確でないとならば、本当の民生費、義務的経費が増加したかが見えないと思います。

もう1つは、6ページの経常収支比率について、袖ヶ浦市は優秀というふう聞いていたが、右肩上がりになっており、他市は回復している市もありますが、これは何が原因なのでしょう。

事務局

民生費は福祉関係などではありますが、国県の補助金や交付金があり50%~75%が補助されています。事業により補助率に違いはありますが、国県の補助金を差し引いたものが純粋に市の一般財源になります。

吉岡委員

恒久的な支出の削減という項目が入ってくると思われるので、皆さんが勘違いしないように国県の補助金を除いて明確にしてほしいと思います。

事務局

補助金が増加していることは3ページの下段にハード事業についての記載はしていますが、ここに追記できるように表現を工夫していきたいです。

経常収支比率は、財政に弾力性がない、何かあった時に自由に使える予算が少ないという状況になっております。この原因を特定するのは難しいですが、これまでに実施してきた様々な行政サービスで、例えば施設などの維持経費が増加してきていることが積み重なっていることが原因ではないかと思います。

一方で、財政力指数は県内で、まだ良い状況にありますが、経常収支比率が増加し厳しい状況になっているのが現状です。ですから、行政改革の取組みの中で、市民の皆様に対するサービスに直結する部分が多いので簡単にカットするということはできませんが、様々な工夫をしながら見直しをしないといけないと考えております。

鈴木委員

15ページの重点的取組①<目指すべき視点>の令和7年度に経常収支比率92.1%を目指すとありますが、6ページの表の平成30年度の千葉県の平均が92.1%となっています。政策的経常事業や住民サービスをカットすることは難しいため経常経費は増加すると思いますが、この千葉県の平均を目指すということでしょうか。

事務局

92.1%は千葉県の平成30年度の平均と同率としております。現在策定中の総合計画の指標でも92.1%を掲げております。財政部門としては年0.3%程度の減を見込んで令和7年に92.1%の目標を掲げておりますので、歩調を合わせるようにしております。

市が自主的に行っている事業である政策的な経常経費は、見直しや圧縮が必要であると考えられますが、それらの事業についても行政サービスとして提供しておりますので簡単に止めることはできません。そこは内部で様々な検討をしつつ、市民の皆様に説明しながら見直しをしていくことが必要になると思います。手法についてはアクションプランの中に取り組みの仕方を掲載しておりますが、具体的に詰め切れていない部分があります。今までも行政評価システムにおいてスクラップ&ビルドをするということは取り組んでおりますが、これを見直すことや事務事業総点検という全事業を見直し事業を見極めていくことを今回の取組みの中に入れていきたいと考えておりますので、そういった組合せの中で対応していくことを考えております。

鈴木委員

福祉のまちの袖ヶ浦市では扶助費が増加すると思います。住民サービスとのかかわりの中で増加してくると思うので簡単に切れないと思います。その中で92.1%は難しいのではないかと思います。

吉岡委員

この比率が低ければ良いというものではないと思います。行政サービスをしなければ低くなりますし、これが正しいという比率ではないと思います。目標としては行政サービスを皆さんが100%満足できていて90%を切るとなれば最高だと思いますので、目標値は必要なのかと思います。今よりも向上を目指しますということでも良い気がします。

事務局

従来の経常収支比率で言われているのは70%~80%台であれば財政の硬直化がない健全財政であると言われておりました。これは20年~30年前のことであり全国の自治体において様々な理由によって経常収支比率は増加しております。県内でも92%台が平均になっており全国的にも同じような

状況であります。90%の後半や100%を超えている自治体もあります。財政を見るうえでは重要な指標であると考えまして、この大綱に数値目標を示しているのは、この経常収支比率のみであります。財政の健全化ということがこの数値に集約されるという考えですので目標値として残したいと思いません。92.1%が妥当かについては、総合計画の指標でも掲げており、財政部門がまとめてきた数値になっておりますので、このままにしたいと思いません。

成松委員

経常収支比率と財政調整基金の関係性について説明をお願いします。

事務局

経常収支比率と財政調整基金は直接に関係するとは言えるものではありませんが、財政調整基金は、特定の目的をもって貯金している物ではなく、予期せぬ収入減や災害時の支出増に対応するために残高を確保しておき財源にするものです。

成松委員

緊急の場合には財政調整基金が使えるということでしょうか。

事務局

そのとおりです。

成松委員

財政の収入で固定資産税の2025年までの予測の数字は、どこかに明示されているのでしょうか。

事務局

今後の収入予測、財政フレームは行政改革の中には歳出の予測も含めて明示しておりません。

成松委員

アクションプランにも明示していないのでしょうか。

事務局

そのとおりです。内部でも検討をしましたが、現時点で総合計画の中でも調整中ということなので行政改革の中には明示できないという判断をいたしました。

成松委員

2025年までの大綱を協議することになるが、大まかな予算は確定していないと思って良いのでしょうか。

事務局

市の大きな事業については総合計画で調整中であり最終段階に近づいております。行政改革は総合計画を下支えするための様々な取組みを取りまとめておりますが、財政計画を入れたほうが良いということだと思われませんが、そ

こまでは入れておりません。

成松委員

私たちが5年後を計画することは難しいので、行政の場合もっと難しいと思います。

事務局

何かを造ることや新しい事業を始めるといったことは総合計画に掲載されることとなります。現在策定中ではありますが、これから皆様に具体的な内容を示し意見を伺う機会や議会に議案として付議することになり、お目に触れることとなります。

総合計画は3層構造になっており、一番下に第1期実施計画があります。これは令和2年度から3年間の計画であり、この中で概ね5年後を見据えながら財政フレームを示していくこととなります。皆様のお目に触れるのは年度明けになると思います。

佐藤委員

袖ヶ浦市の現状が良く分かりました。支出が急に増えたわけではなく徐々に増えてきた中で、ここまでに見直す機会があったと思いますが、今回、災害などもあり、もっと引き締めないといけないということが資料から分かりました。どこに予算を使っていくのが大事なのか考える良い機会になりました。

4ページの民生費の比率ですが、この項目に該当されない市民の方もいらっしゃる、民生費は平成20年度から見て2倍近くになっていますが、行政サービスが向上していないと捉える市民の方もいると思います。市内の格差が色々な面に出てきていると思いますので、行政サービスが、斑なく行きわたる案を作っていただきたいと思います。現状が分かり、これから目指すところが明確になり非常に良い資料だと思いました。

【議題2 第7次行政改革大綱 アクションプラン（案）について】

資料「第7次行政改革大綱 アクションプラン（案）」により行政管理課から説明。

【質疑等】

佐藤委員

10ページのRPA、AIですが、お年寄りもいる中で、窓口業務がオートメーション化されることによって逆に不便になるような懸念がありまして、どこまでを民間委託する、どこまでをオートメーション化するというのは加減が難しいと思います。導入経費が見えていないのでマイナスになるような改善であるなら、いつかは導入しないといけないと思いますが、そこまで力を入れて導入しなくても良いのではないかと思います。令和4年に実施となっている

ので不安感を抱きますが、大体どのくらいの財源の投入を考えていて、どのくらいの比率で人と機械の割合を考えているのでしょうか。

事務局

来年度の予算として計上しており、実証実験ということで庁内から3事業を選定しております。効率化を図るソフトを導入し、費用対効果を来年度チェックするために200万円弱の予算要求をしております。まだ予算は決定しておりません。実証実験により効果があると判断した事業に導入することになりますが、窓口の直接的な部分で導入することは、ここでは考えておりません。なお、来年の3月からマイナンバーカードを所有している方だけになりますが住民票などのコンビニ交付ができるようになりますので、分かりやすい説明や高齢者の方などに配慮した対応を考えております。

佐藤委員

民間委託による個人情報の漏洩への対策はしているのでしょうか。

事務局

民間委託ができる範囲が国からガイドラインで示されておりますので、個人情報の取扱いは市の個人情報の様々な諸規定を順守して対応していきたいと思っております。また、窓口業務の委託を本格的に導入しておりませんので、今は非常勤職員がおりますが個人情報に関する取扱いの研修などを受けてもらい対応しております。

成松委員

私は今70歳代です。全ての70歳代ではありませんが、パソコンはできますし、ワード、エクセルもできます。今後これができないと入院もできない時代になるとと思いますが、RPA、AIは積極的に進めるべきだと思います。不安な点もありますが、これに関しては13ページの職員の資質、対応の仕方を向上させていただきたいと思っております。電子化するほど、職員の対応が疎かになります。行政が評価されるのはパソコンでの処理件数ではなく、市役所に訪れた方が職員の対応に満足したかが評価対象になる時代だと思います。

事務局

RPA、AIは全国的にも様々な自治体で取組みが開始されているところで、私たちも実証実験で効果を見極める必要がありますが、避けて通れない道であり、高齢者の方の増加や労働力不足に対応するためにも新たな技術を導入し効率化を図る必要があります。併せて職員の接遇、資質向上に努め、親切的な対応をしていきたいと思っております。

吉岡委員

AI化が進むことで高齢者の方に対してのサービスが低下することは、ないと思っております。よりサービスを多く提供するためにAI化し、空いた時間で別の

サービスを提供するという発想なので、高齢者の方がサービスを使いにくくなることとは別の問題であると思います。しかし、そういった問題も想定しながらサービスを低下させないようにし、AI化は進めるべきであると思います。

別の質問になりますが、7ページの特別会計及び企業会計の健全な運営とありますが、企業会計は、どこにあるのでしょうか。

もう1つは、11ページの地域課題を解決する官民連携での新しい技術の活用は是非やっていただきたいと思います。公共交通における新しい技術の活用検討ということで、バスの運行に補助金を出していると思いますが、お客さんを乗せていないバスが走っています。朝夕は利用者がいますが、もう少し小回りの利いた感じで主要な場所を回るようなことを検討されると思いますので真剣に考えていただきたいと思います。

事務局

企業会計については、公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計は法律により会計部分が来年の4月から企業会計に移行することになりますので、このように掲載しております。

中山委員

バスの運行については改善をしてほしいと思います。また、高齢者の方の交通事故も多いので運転免許証を返納する方もいると思いますし、地域の違いもありますので、そういう方の交通手段の確保をお願いします。

池田委員

私もそう思います。地域性の違いもありますが、交通手段がなく高齢者の方も車を運転しないと生活していけないので、バスでなくても乗用車でも良いので回ってもらえたらと思います。

成松委員

5ページの歳入確保に向けた取組みに固定資産税のことは入っているのでしょうか。別の分野なのでしょう。少子化で人口が減り固定資産税の収入が減るということがありますが、企業からは安定した固定資産税の収入が予想できると思いますので歳入確保の努力をお願いします。

事務局

市税の確保の未申告指導の推進の中で償却資産がありますが、安定的な収入の確保としまして、企業の設備投資や新たな企業進出に対しまして企業振興条例により奨励金を交付することで対応しております。しかし、経済状況にもよりますので10年、20年先の税収確保は非常に見込みが難しいところがありますが、状況を見ながら対応をしていきたいと思います。

鈴木委員

新たな財源の確保とありますが、財政効果額、見込額は、どのくらいを見込んで作られているのでしょうか。

事務局

個々の取組みについては数値目標を立てているもの、立てようとしているものはありますが、行政改革全体での財政効果額の目標値は見込んでおりません。これから実施方法を検討するものもあり、数値目標が出せない状況であります。財政状況が厳しい状況でありますので、必ず効果のあるものとして、成果として数値を示していけるように努力していきたいと考えております。

財政フレームを財政部門で作し、総合計画の中で示す調整をしているところです。本来であれば行政改革で財政効果額を出す流れができれば良いのですが数値目標を掲げるのが難しいため総合計画の第1期実施計画で確認いただければと思います。

【議題3 その他】

資料「第7次行政改革大綱の策定スケジュール」及び「任期の延長について」行政管理課から説明。

【質疑等】

事務局

任期の延長をお願いしたいと思っております。任期は令和2年1月31日までとなっておりますが、再任ということで令和2年2月1日から5月31日まで引き続きお願いしたいと思っております。後日、承諾書を送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

宗政会長

以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局

以上をもちまして、令和元年度第2回袖ヶ浦市行政改革推進委員会を閉会いたします。

委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、慎重なご審議、ありがとうございました。

令和元年度第2回袖ヶ浦市行政改革推進委員会会議

日時 令和元年12月13日(金)

13時30分～

場所 袖ヶ浦市役所7階会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 議 題

(1) 第7次行政改革大綱(案)について

(2) 第7次行政改革大綱 アクションプラン(案)について

(3) その他

5 閉 会

第7次行政改革大綱（案）

<令和2年度（2020年度）～令和7年度（2025年度）>

令和 年 月

袖ヶ浦市

目 次

第1章 行政改革大綱策定の背景

I	これまでの行政改革の取組み	1
II	本市の現状と課題	
1	人口構造の変化	2
2	財政運営の現状	
(1)	決算の状況（一般会計）	
①	歳入の状況	3
②	歳出の状況	4
(2)	地方債（市債）と財政調整基金の状況	
①	地方債（市債）	6
②	財政調整基金	6
(3)	財政指標等から見た財政状況 ～ 経常収支比率 ～	7
3	将来に向け検討すべき課題	
(1)	増加傾向にある人件費	8
(2)	福祉分野での行政需要の高まり ～ 増加し続ける扶助費 ～	8
(3)	公共施設等の老朽化への対応 ～ 更なる公債費の増加 ～	9
(4)	継続的な行政サービスを提供するための職場環境への対応	11

第2章 行政改革の必要性と動向

I	行政改革の必要性	12
II	国や地方公共団体の動向	12
III	新たな行政改革の方向性	13

第3章 新たな行政改革の取組み

I	基本方針	
1	基本理念	14
2	計画期間	14
3	取組みの指針	
(1)	効率的・効果的な行財政運営のため、「選択」と「集中」を推進	15
(2)	重点的取組と目指すべき視点	15
4	改革の3つの柱	16
II	具体的な取組み ～ アクションプランの概要 ～	
1	位置付け	17
2	改革の柱における推進項目	17
3	計画の推進体制等	19
(1)	組織体制	
(2)	計画の進行管理	
(3)	計画の進捗状況の公表	

第1章 行政改革大綱策定の背景

I これまでの行政改革について

本市では、昭和60年に「袖ヶ浦町行政改革大綱」の策定に伴い取組みを開始し、平成6年には、国において「地方公共団体における行政改革推進のための指針」が策定されたことから、これを機に、これまでの「行政改革大綱」を改め、新たに「第1次行政改革大綱」を策定して、現在まで行政改革の取組みを進めてきました。

近年において、国の「集中改革プラン」等の動きに合わせる形で、平成16年度から実施していた「袖ヶ浦市第4次行政改革大綱」の計画期間や改革項目を改訂し、改めて平成17年度から21年度までの5カ年計画を策定しています。その後、平成22年度からは総合計画（計画期間：平成22～31年度（令和元年度））との連携を考慮した「袖ヶ浦市行政経営計画〔第5次行政改革大綱〕」（計画期間：平成22～26年度）を策定し、その取組みは現在の「袖ヶ浦市行政経営計画〔第6次行政改革大綱〕」（計画期間：平成27～令和元年度）まで引き継がれ、市に存在する行政経営資源を効果的・効率的に活用し、最大の効果を生み出して市民満足度を向上させることを基本理念として、不断の取組みを行ってきました。

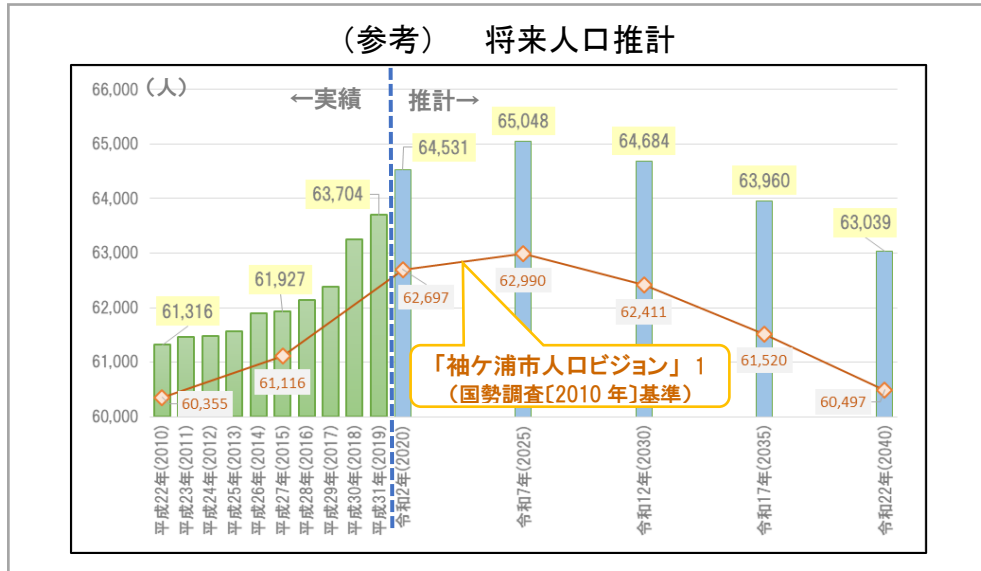
本市の取組み		国の取組み
名 称	主 な 推 進 項 目	
行政改革大綱 （昭和60年度～）	事務事業の見直し 組織機構の簡素合理化 給与の適正化・定員管理の適正化 事務改善の推進	
第1次行政改革大綱 （平成7～9年度）	事務事業の見直し・組織、機構の見直し 定員管理の適正化の推進 職員の人材育成の推進 行政の情報化の推進 会館等公共施設の設置及び管理運営 （※財政効果額 29,346千円）	平成6年 「地方公共団体における行政改革推進のための指針」が策定
第2次行政改革大綱 （平成10～12年度）	事務事業の見直し・組織機構の見直し 定員及び給与の見直し 人材の育成の推進・各種業務の情報化 行政の透明性の向上 公共工事のコスト縮減と入札の見直し （財政効果額 676,824千円）	
第3次行政改革大綱 （平成13～15年度）	市民との協働によるまちづくりの推進 開かれた行政の推進 市民の自主的活動の推進 効率的な財政運営の確立 事務事業の見直し・組織機構の見直し 人材育成の推進 （財政効果額 289,118千円）	
第4次行政改革大綱 （平成16～21年度） *平成17年度に改定	市民との協働によるまちづくりの推進 効率的な財政運営の確立 （財政効果額 1,373,872千円）	平成17～21年度 集中改革プランの実施
行政経営計画 ＜第5次行政改革大綱＞ （平成22～26年度）	市民の視点に立った行政運営 機能的な執行体制づくり 安定した行財政の確立 地方公営企業等 （財政効果額 2,578,202千円）	平成22年度～ 自主的・主体的な行革の推進
行政経営計画 ＜第6次行政改革大綱＞ （平成27～31年度）	市民の視点に立った行政運営 機能的な執行体制づくり 安定した行財政の確立 地方公営企業等 （平成30年度までの 財政効果額134,290千円）	平成27年度～ 地方行政サービス改革の推進

II 本市の現状と課題

1 人口構造の変化

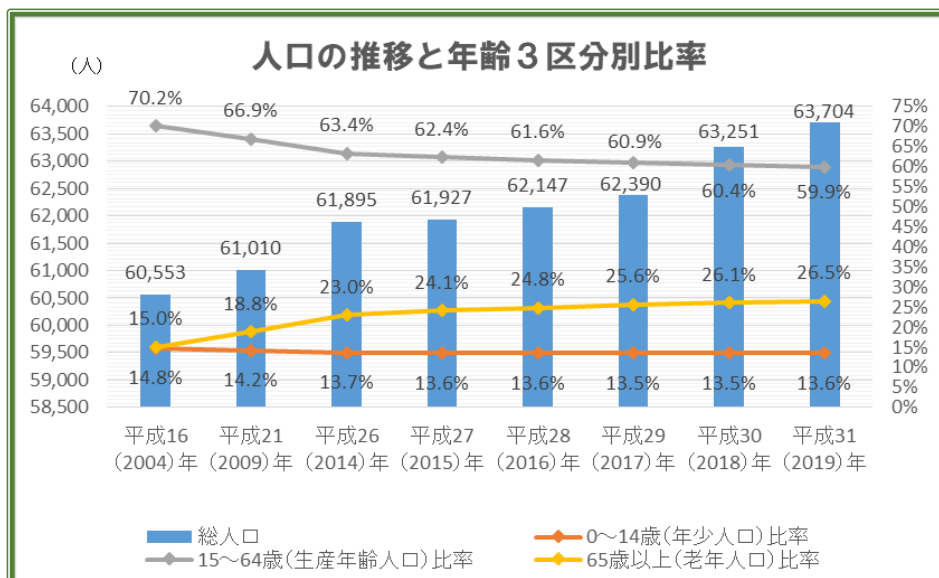
全国的に少子化による急速な人口減少と高齢化が加速していますが、本市の人口は、袖ヶ浦駅海側の開発等もあり、近年においても着実に増加傾向で推移しています。

しかしながら、将来人口推計からわかるように、本市においても将来的には人口の減少が予想されています。



<出典：総合計画 基本構想より>

人口の推移を経年で見てみますと、老年人口（65歳以上）が増加し、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は減少するなど、少子高齢化が進行している状況がわかります。



<出典：住民基本台帳人口より>

1 袖ヶ浦市人口ビジョン：将来の人口減少・高齢化を見据える中、人口に関する認識を市民と行政が共有し、効果的な施策を企画立案する上での基礎とするため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成28年2月に「袖ヶ浦市人口ビジョン」を策定しました。

「袖ヶ浦市人口ビジョン」は、子育て支援や雇用の場の確保といった各種施策による効果や、市内の開発動向等を加味しながら、本市における人口の現状分析や課題を踏まえて、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示したものです。

2 財政運営の現状

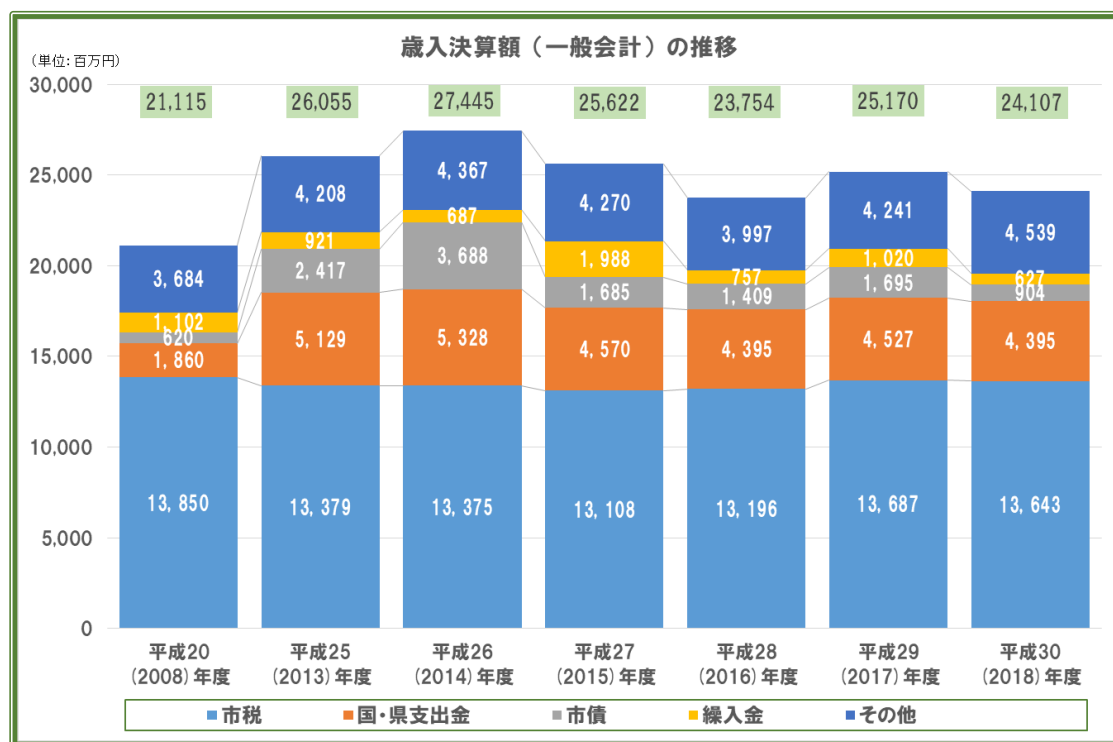
本市の財政規模（一般会計）は、大型建設事業が集中した平成25年度から平成27年度を除き、おおよそ約210億円から230億円台で推移しています。

（1）決算の状況（一般会計）

① 歳入の状況

一般会計の平成30年度歳入決算の総額は、約24億1千万円でした。

歳入は、市税等のように市町村が自主的に収入できる「自主財源」と、国県支出金等のように国や都道府県等により定められた額を交付される「依存財源」とに大きく分けることができます。一般的に自主財源の占める比率が高いほど望ましい財政状況であるといわれ、平成30年度決算では、歳入のうち自主財源の占める比率が70.2%となり、他の自治体よりも比較的高い水準となっています。



<出典：各年度の決算書より>

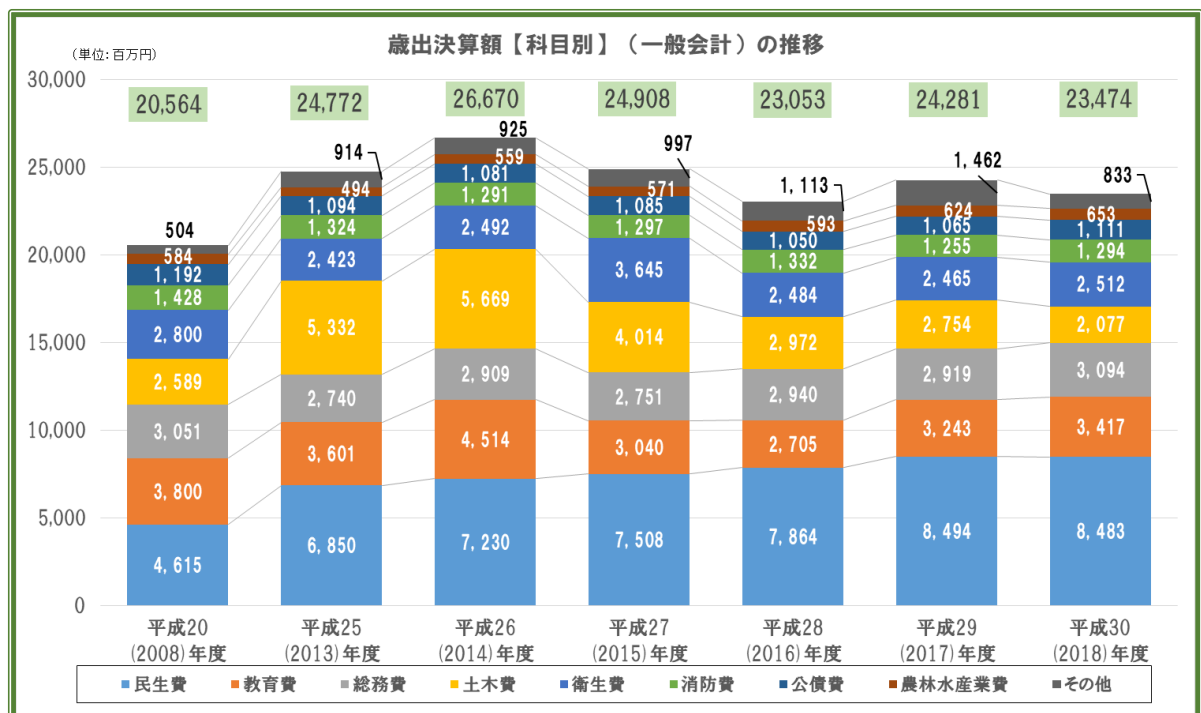
平成25年度以降、平成20年度と比べて公共工事に対する国や県からの補助金等で構成される国・県支出金が増加しています。これは、袖ヶ浦駅、長浦駅の駅舎の建設や袖ヶ浦駅海側の土地区画整理事業等、大規模な公共事業が実施されたことによる一時的な増加です。

② 歳出の状況

一般会計の平成30年度歳出決算の総額は、約234億7千4百万円でした。

歳出の行政目的別（科目別²）にその割合を経年の推移として示したのが下記のグラフです。平成30年度の決算で一番大きな割合を占めたのは、主に福祉に係る費用を支出する民生費で、約84億8千3百万円（36.1%）となりました。続いて、幼稚園や小・中学校、公民館等の管理・運営に係る費用を支出する教育費が約34億1千7百万円（14.6%）、市役所の管理・運営や自治会助成、徴税事務費などを支出する総務費が約30億9千4百万円（13.2%）と続きます。

経年の推移では、民生費が平成20年度から平成30年度までの10年間程度で、ほぼ倍の伸びを示しています。このことから、福祉分野での行政需要が年々増していることがわかります。



<出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書より>

2 <科目別の説明>

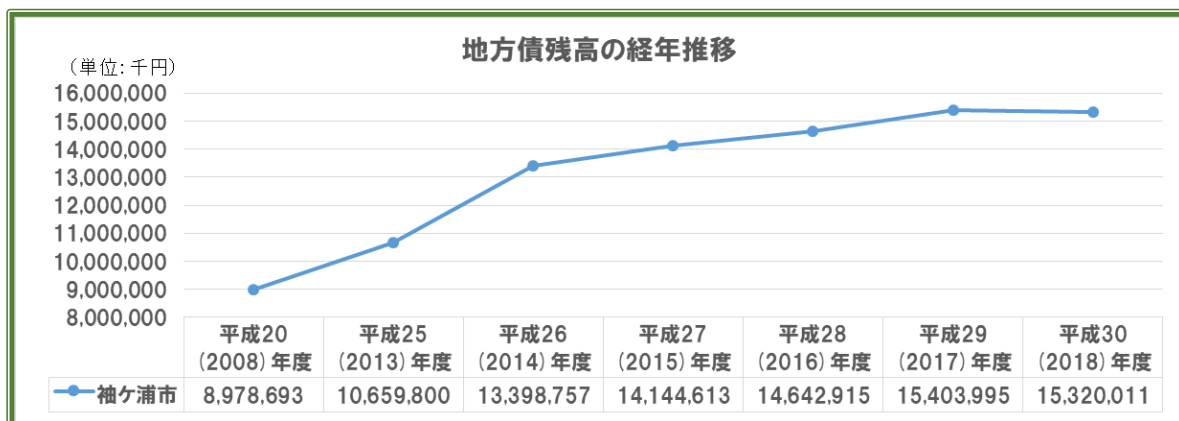
- 民生費：児童・障がい者・老人福祉、生活保護、保育所運営費など
- 土木費：道路・橋・河川・公園・駐車場、市営住宅の管理、都計画、土地区画整理事業費など
- 総務費：市役所の管理・運営、自治会助成、徴税事務、戸籍関係事務、選挙、統計調査費など
- 教育費：幼稚園、小・中学校、公民館、図書館、博物館、スポーツ施設等の建設、管理、運営、文化財保護費など
- 衛生費：各種健診、予防接種、ごみ処理、公害対策費など
- 消防費：消防署・消防車の管理・運営、防火・消火、救急救命活動費など
- 公債費：市の借入金（市債）の返済
- 商工費：商工振興、観光振興、消費者対策費など
- 農林水産業費：農業・林業・水産業振興費
- 議会費：議員人件費、議会活動費など
- その他：災害復旧、労働対策費

(2) 地方債(市債)と財政調整基金の状況

① 地方債(市債)について

市の借入金である地方債の残高について平成30年度決算では、前年度比1億円減の153億円となりました。

地方債³は、今後の発展に繋がる施設の建設等に対して、世代間負担の平準化を図るために活用するものですが、近年、駅舎の整備や土地区画整理事業、袖ヶ浦椎の森工業団地の整備等の施設整備を受けて地方債残高は大きく増加しています。

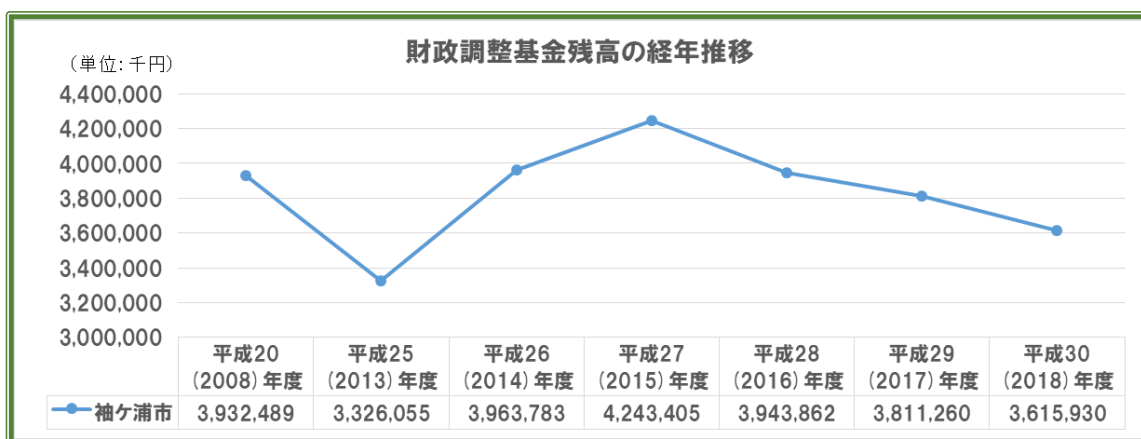


<出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書より>

② 財政調整基金 について

基金とは、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てたり、運用したりするために設けられる財産又は資金のことをいいます。

財政調整基金⁴は、財政運営に当たって調整財源として活用可能な基金です。平成18年度に最大約53億円の残高がありましたが、税収減等に伴う財源不足を補うため取り崩しを行った結果、平成25年度には約33億円まで減少しました。これは、過去7年間で約20億円、ほぼ3分の1を取り崩したことになります。その後、残高は増額に転じたものの、近年においては再び減少傾向に推移しています。



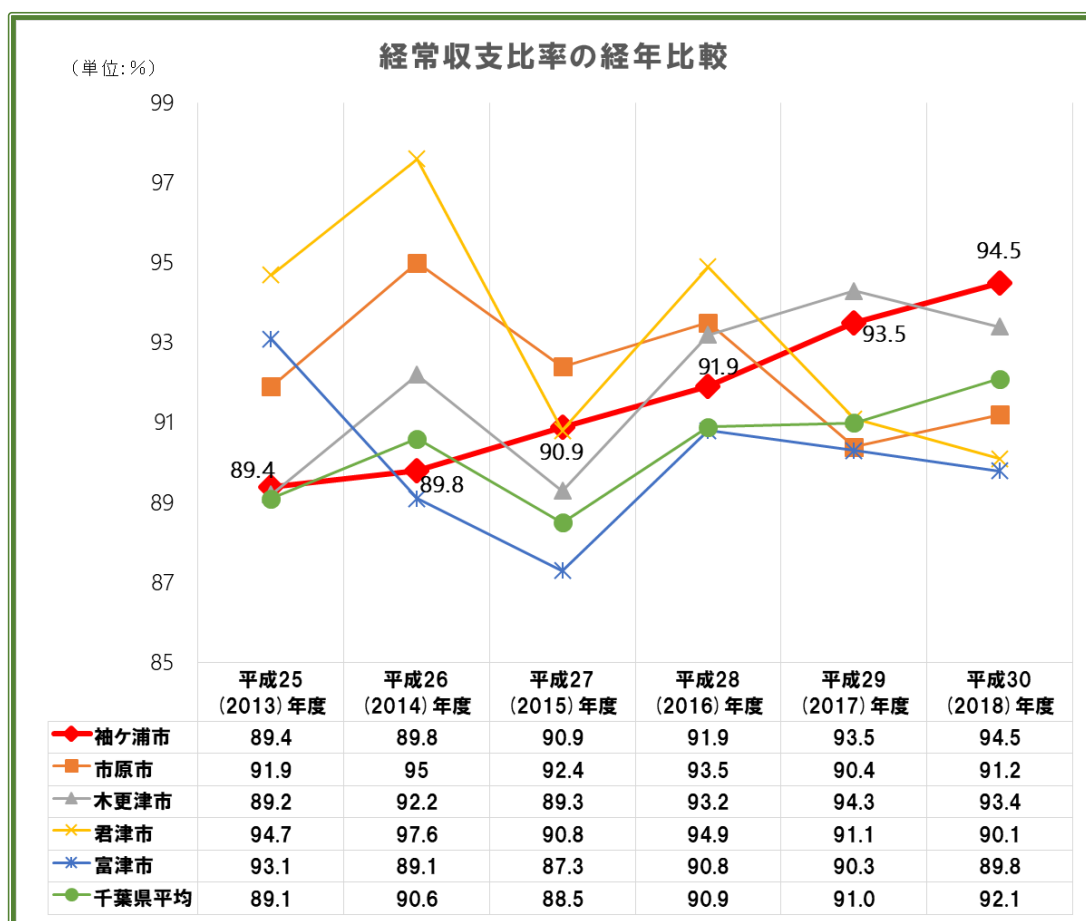
<出典：各年度の決算書より>

³ 地方債：地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を超えて行われるものです。また、地方債を起こすことを起債といえます。

⁴ 財政調整基金：地方公共団体の財政は、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により不意の支出が増加する場合があります。このような予期せぬ収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために「財政調整基金」を積み立てています。「財政調整基金」は地方財政法で設置が義務付けられた基金であり、年度間の財源調整に用いるものですので、次の財源にしか使えないことになっています。①財源不足時の穴埋め財源、②災害対応経費又は災害による減収穴埋め財源、③緊急実施が必要な大規模公共事業等その他やむを得ない理由により生じた経費の財源、④長期財源育成のための財産取得財源、⑤市債の繰上償還の財源

(3) 財政指標等から見た財政状況 ～ 経常収支比率 ～

財政構造の弾力性を表す経常収支比率⁵は右肩上がりとなっており、財政の硬直化が進行していることがわかります。経常収支比率の増加の主な要因は、人件費、物件費などの経常的経費⁶が増加していることがあげられます。財政の硬直化がこれ以上進むと、災害時などの臨時的経費⁷の増加に対応することも難しくなるため、今後も増加傾向にある経常経費の抑制に取り組む必要があります。



<出典：各市の市町村普通会計決算カード等（千葉県 HP）より>

⁵ 経常収支比率：当該自治体の財政構造の弾力性を測定する比率に使われ、次の式により求められます。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額}} \times 100\%$$

式で使用する値で「経常一般財源総額」とは、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途を特定されず自由に使用しうる収入（代表的なものは地方税）の総額をいい、その「経常一般財源総額」のうち人件費、扶助費、公債費等の経常経費に充当されたものを「経常経費充当一般財源」といいます。

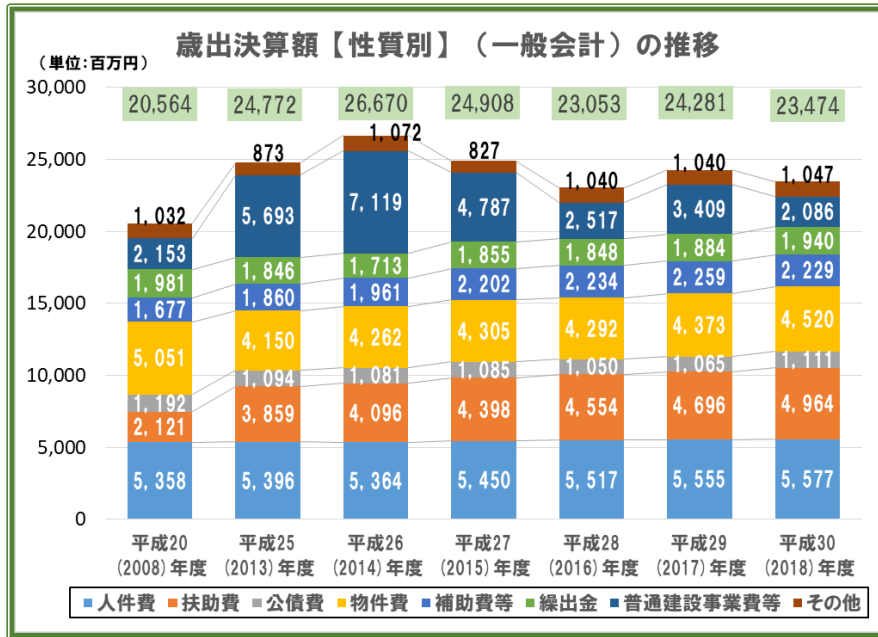
経常経費に充当した経常一般財源の額が小さい（経常収支比率が小さい）ほど、臨時の財政需要に対して余裕を持つ（臨時的な経費に経常一般財源を充当できる）ことになり、余裕のある状況を「財政構造に弾力性がある」といいます。

⁶ 経常的経費：年々持続して固定的に支出される経費のことで、おおまかに人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費のことをいいます。

⁷ 臨時的経費：一時的、偶発的な行政需要に対応して支出される経費及び支出の方法に規則性がない経費をいいます。具体的には災害対応に係る費用、補償金、賠償金及び他会計への繰出金等のことをいいます。

義務的経費の増加に対する懸念

歳出決算額の見方としては、前述した歳出の種類（歳出科目）に基づいたものの他に、経済的な性質に基づいた「性質別分類⁸」があります。歳出決算額を性質別分類で振分け、表したものが下のグラフです。



<出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書等より>

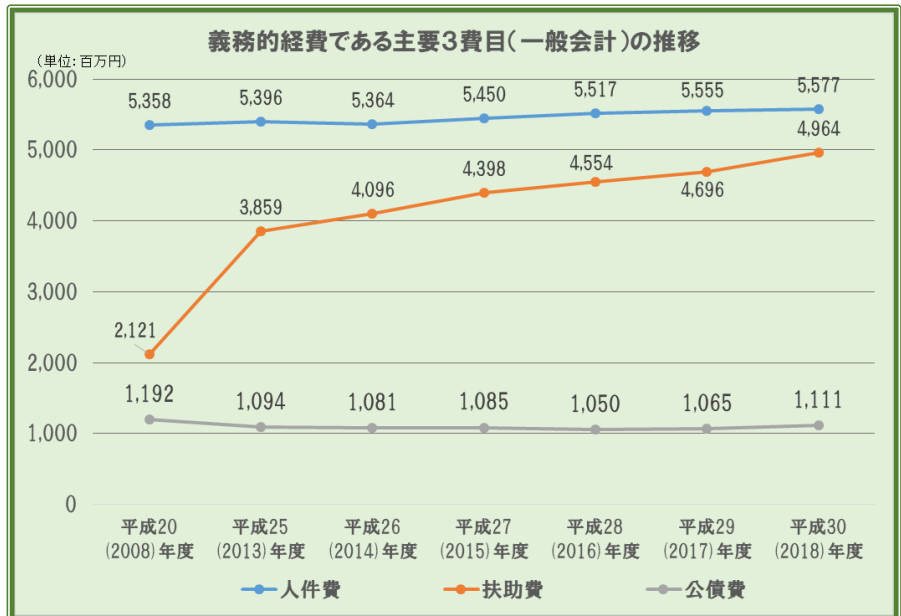
前述した経常収支比率の上昇要因である経常的経費のうち、特に「人件費」、「扶助費」、「公債費」の3つの費目は、義務的経費の主要素であるといわれています。

義務的経費⁹とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費のことで、きわめて硬直性の強い経費です。

社会情勢の変化に伴い、高齢化の進行などに伴う社会保障費の増や、これまでの大規模公共事業に係る公債費の増など、義務的経費は今後も増加傾向にあります。

また、老朽化が進む公共施設への対応や今後予定されている庁舎整備事業など、厳しい財政状況が今後も続くことが想定されます。

経常経費比率を抑制し、弾力性のある財政運営を実現するためには、義務的経費の「人件費」、「扶助費」、「公債費」について、将来を見据えた検討が必要です。



<出典：各年度の歳入歳出決算に係る主要施策の成果等に関する説明書等より>

⁸ 性質別分類：人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、繰出金、前年度繰上充用金に分類することをいいます。

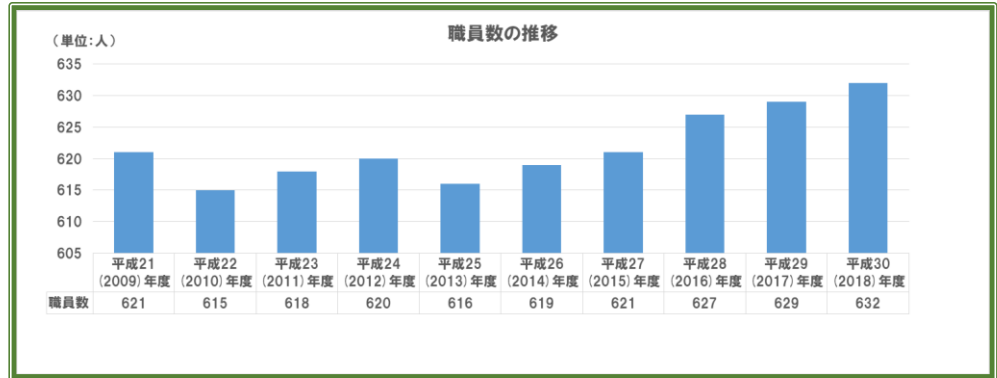
⁹ 義務的経費：地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいいます。経常的経費とされる人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費の6費目のうち、特に人件費、扶助費、公債費の3つの費目が義務的経費とされています。

3 将来に向け検討すべき課題

(1) 増加傾向にある人件費

人件費¹⁰については、主に職員給与が大きなウエイトを占めています。

近年、地方分権改革の進展や行政ニーズの多様化等により事務量が増加していることから、職員数も年々増加傾向にあります。しかしながら、定員適正化計画による人員の抑制等により、経年の決算額では緩やかな上昇にとどまっていることが、前述した「義務的経費である主要3費目（一般会計）の推移」（p. 5）のグラフからもわかります。



<出典：地方公共団体定員管理調査個別団体表（市区町村用）より>

しかしながら、非正規職員の報酬や人事院勧告等に伴う職員給の上昇、また、令和2年度より会計年度任用職員制度¹¹が実施されることにより、人件費は今後も増加傾向にあると予想されます。

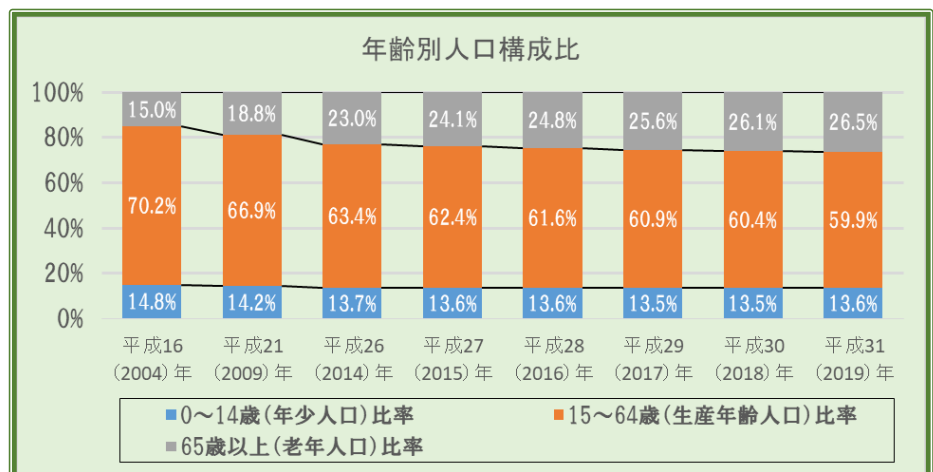
人件費については、今後も抑制に向けて正規職員の定員管理や時間外勤務の抑制等を図りながら、これまで行ってこなかった非正規職員の定員管理や積極的な業務の民間委託等を進める必要があります。

(2) 福祉分野での行政需要の高まり ～ 増加し続ける扶助費 ～

扶助費とは、社会保障制度の一環として、児童、高齢者、障がい者、生活困窮者等に対して国や地方自治体が行う支援に要する経費です。

前述の「義務的経費である主要3費目（一般会計）の推移」（p. 5）のグラフから、扶助費については年々増額を続けており、平成20年度から平成30年度までの10年間では、約2.3倍と大幅な増加を示しています。

この状況から、福祉分野での行政需要の高まりがわかりますが、扶助費の増額における一因としては、近年の老年人口（65歳以上）の増加が考えられます。今後も高齢化の進行などに伴い、社会保障対策等に係る扶助費が、さらに増加していくことが予想できます。



<出典：住民基本台帳人口より>

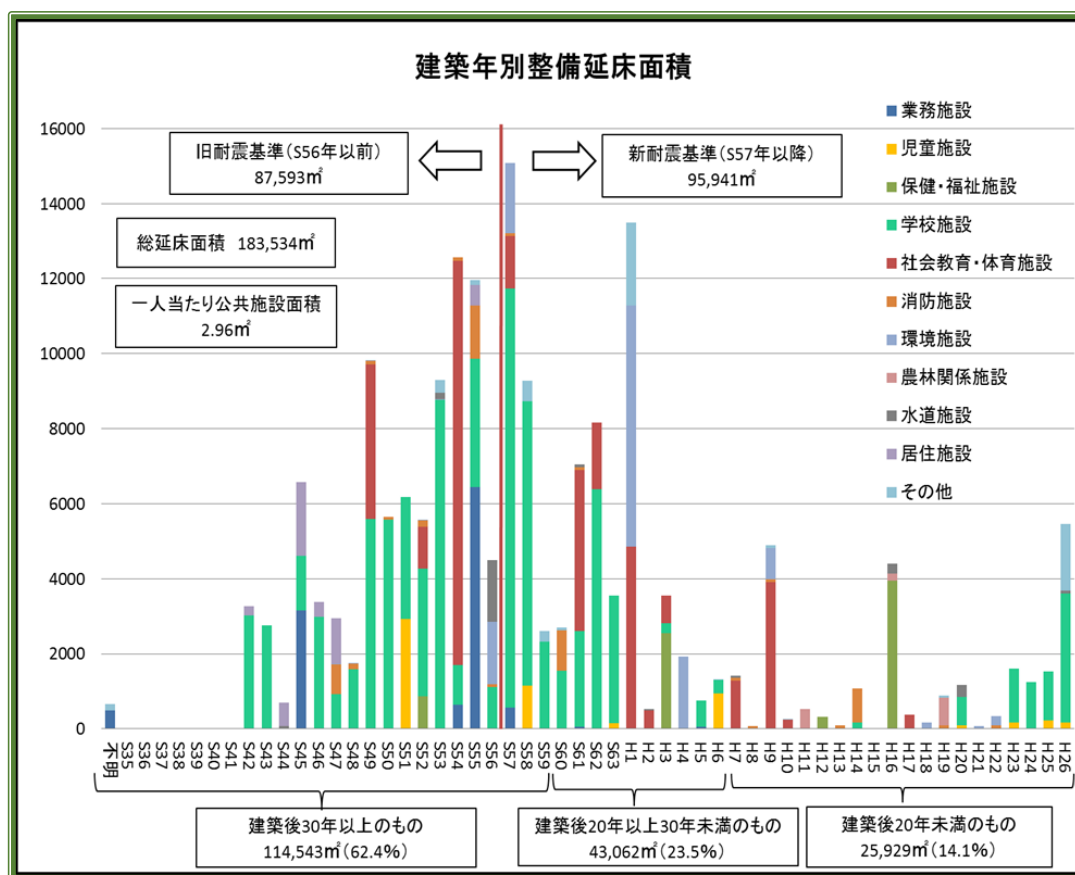
¹⁰ 人件費：職員等に対し、勤労の対価、報酬として支払われる一切の経費をいいます。人件費に属するものとしては、議員報酬、各種委員報酬、特別職給与、職員給、地方公務員共済組合負担金等があります。

¹¹ 会計年度任用職員制度：地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、令和2年4月1日から施行される制度です。一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化するもので、併せて期末手当の支給を可能にするものです。

福祉分野については、市民ニーズに応えた質の高い行政サービスを維持できるように、人口構成の変化に対応した事業施策の見直しを図る等、扶助費を含む経常経費の抑制に向けた検討が必要です。

(3) 公共施設等の老朽化への対応 ～ 更なる公債費の増加 ～

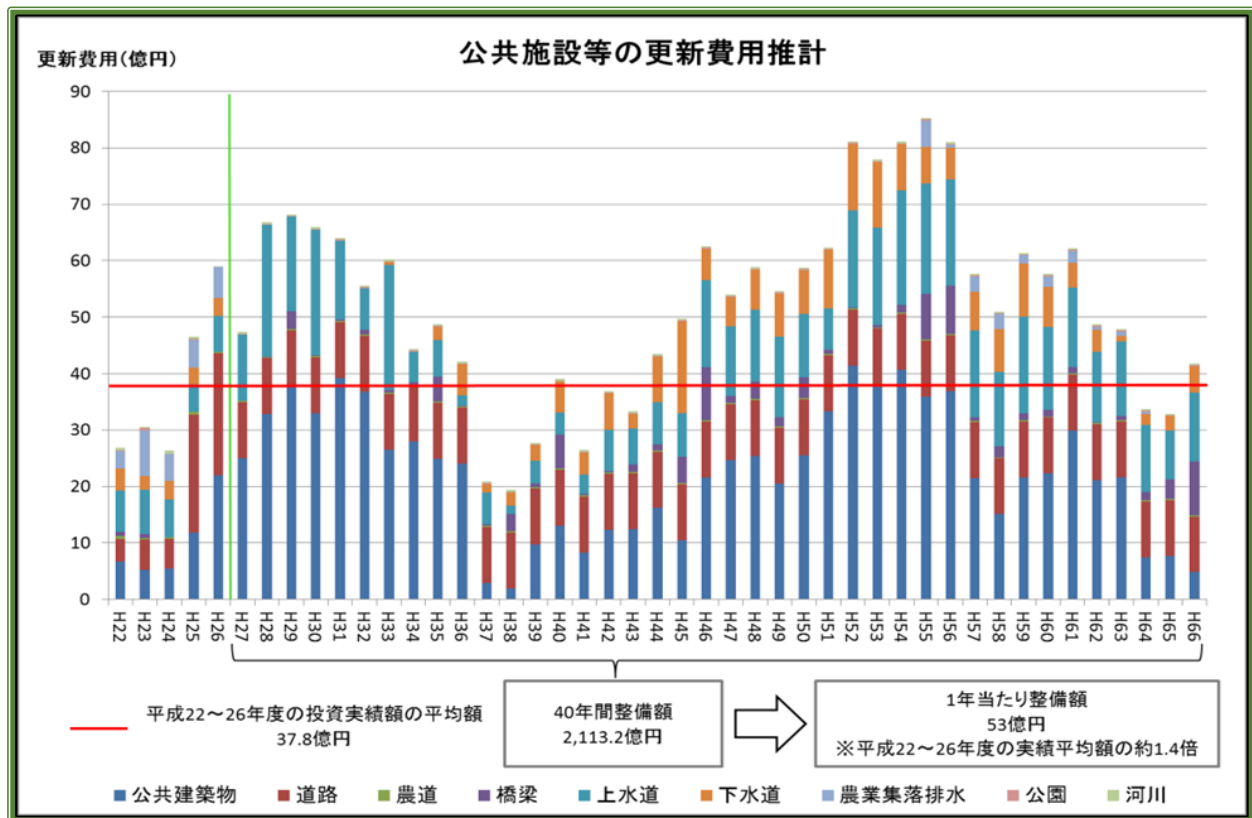
本市は、昭和40年代からの臨海部への企業進出に伴う人口の急増や都市化に伴う行政需要の増大を受け、市民サービスの向上と都市機能の充実を図り、多様化する市民ニーズに応えるため、学校や公民館などの公共建築物を積極的に整備してきました。その総延床面積は、平成26年度末現在で約18.4万㎡あり、そのうちの約62%の施設が建築後30年を経過しています。さらに10年後には約86%の施設が建築後30年以上を経過したものになる見通しです。



<出典：「袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画」より> ※平成26年度末現在の情報です。

また、公共施設等の更新に必要な費用は、今後40年間で約2,113億円と推計され、1年あたり約53億円に達する見通しです。この金額は、平成22年度から平成26年度までの平均投資実績額の約37.8億円と比較すると約1.4倍にも上ります。

今後、これらの老朽化した建物の大規模改修や更新の時期が集中することで、多額の費用が必要になり、本市の財政を圧迫し、行政運営に大きな支障をきたすことが懸念されています。

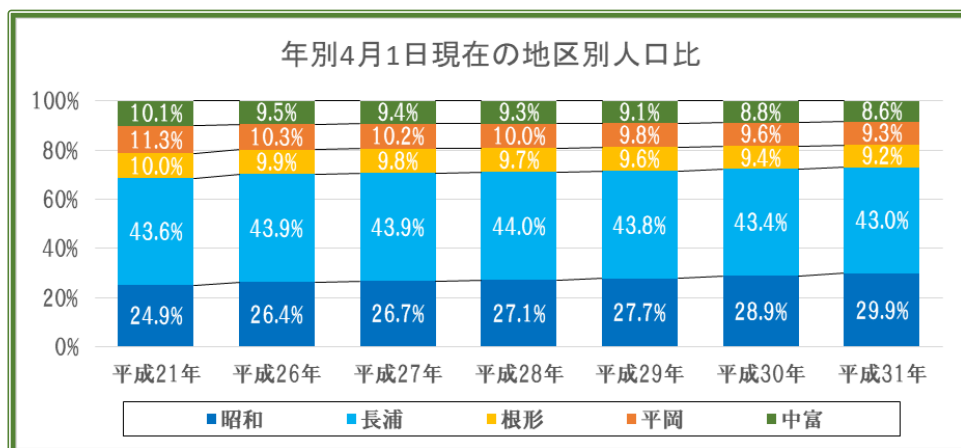


<出典：「袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画」より> ※平成26年度末現在の情報です。

近年、実施しました袖ヶ浦駅及び長浦駅の駅舎の改築や、袖ヶ浦駅海側の土地区画整理事業等に伴う財源の一部は地方債によって賄っており、今後、それらの償還が始まることで公債費の歳出額が増額します。現在の試算では、令和8(2026)年度をピークとして、毎年、約1億円前後の公債費の増額が見込まれています。

今後も、地方債を財源とした公共施設の改修や更新、大規模工事等は必要なことから、実施スケジュール等を全庁的に集約、管理して、実施そのものの必要性の検討や財政負担の平準化を図る等、公債費の抑制や施設総量の縮減、運営コストの削減等に努めることが必要です。

また、袖ヶ浦駅海側の土地区画整理事業の進展や蔵波地区の住宅開発等に伴い、近年、臨海部の人口が急増し、その反面、内陸部の人口減少が著しく、市内における人口分布が大きく変化しています。将来のまちづくりにおいて、公共施設の長寿命化等を検討しつつ、今後は人口分布に見合った公共施設の再配置等の検討が必要となることから、公共施設のあり方の見直しや計画的な施設管理等を行う必要があります。

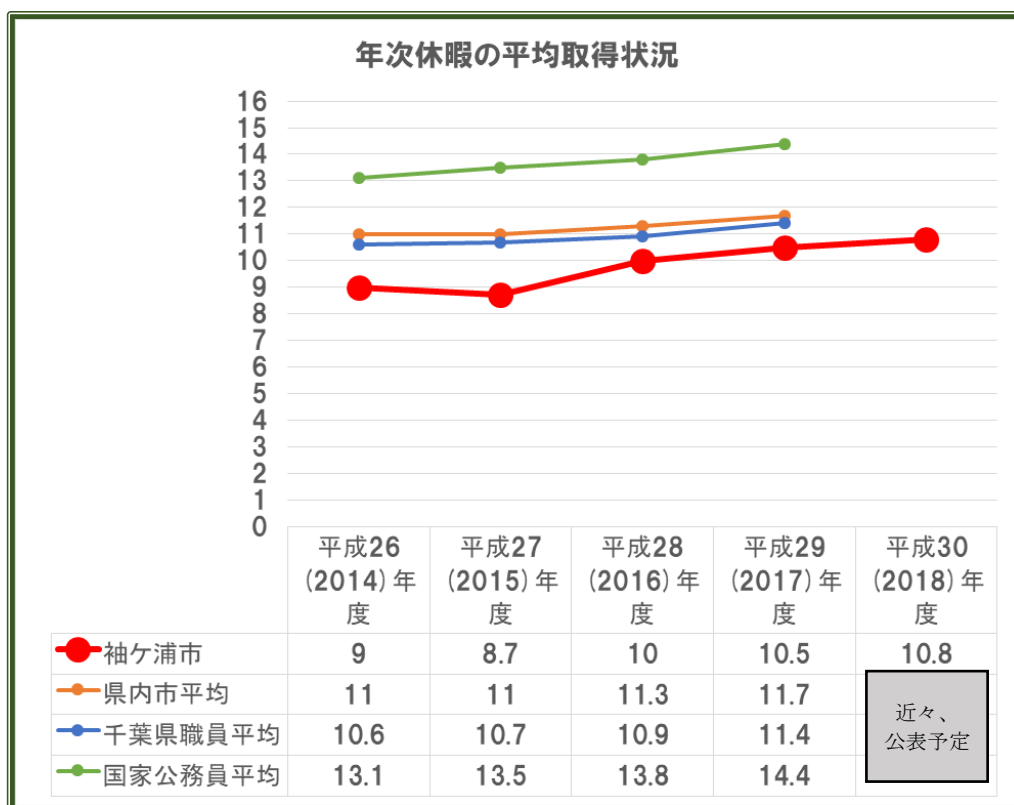


<出典：住民基本台帳人口より>

(4) 継続的な行政サービスを提供するための職場環境への対応

将来的な人口減少社会の到来による労働力人口の減少や長時間労働による健康への影響が懸念される中、本市においても限られた人員や労働時間のもとで市民サービスの質の向上を図る必要があります。職員の働き方を見直すに当たり、事業点検や業務分析により現状と課題を明確にした上で、ICT¹²等の最新技術を積極的に活用します。また、職員が自らの持てる能力を十分に発揮するためには、心身ともに健康で日々の生活が充実していることが必要です。

健康で元気に働くためには、職場環境が快適であることも求められます。そのためにも、職員一人ひとりがワークライフバランスを意識し、心身ともに健康で仕事に取り組める働きやすい職場環境づくりを推進していきます。



<出典：千葉県HPから各年市町村職員の勤務時間等の状況より>

¹² ICT：Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略である。日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。

第2章 行政改革の必要性和動向

I 行政改革の必要性

前述のとおり、本市ではこれまでも行政改革を推進し、事務事業の見直し、民間委託の推進、職員の定員適正化等に取り組み、一定の成果をあげてきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の一層の進行など、本市を取り巻く社会情勢は日々変化しており、人口構成の変化や社会保障関係費の増大、老朽化する公共施設の長寿命化や再配置等、新たな行政課題は今後の行政運営に大きな影響を与える重大な問題です。これら懸案を先送りせず、迅速に対応するためには、限られた行政資源を有効に活用し、従来にも増して効率的・効果的な行財政運営を推進していかなければなりません。

様々な変化の中、市民ニーズを的確に捉え、市民の視点に立った公共サービスを提供し、市民の満足度を高めていくためには、簡素で、より効率的・効果的な行財政運営が必要であり、そのためにも行政運営や地域を支える行財政基盤が持続可能な状態にあることが重要です。

このような状況から、更なる行政改革の取り組みが必要であり、このたび、新たな行政改革大綱を策定し、不断の取り組みを推進していくものです。

II 国や地方公共団体の動向

国は、「社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが地方公共団体に求められている」、「厳しい財政状況下においても、引き続き質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するためには、更なる業務改革の推進が必要である」とし、近年、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」（平成27年8月28日付け総務大臣発）を通知しました。この通知により、現在、各地方公共団体ではICTの効果的な活用、給与・旅費等に関する事務の集中化・アウトソーシング¹³、事務事業の民間委託等の推進等、行政改革の推進に取り組んでいます。

加えて、平成29年度からは「自治体戦略2040構想研究会」¹⁴が開催され、我が国の少子化による急速な人口減少と高齢化、また取り巻く環境の変化の中で、いかに地方自治体が安定して、持続可能な住民サービスを提供し続けることができるかについて議論、研究が進められています。

¹³ アウトソーシング：業務を外部の専門業者などに委託すること。

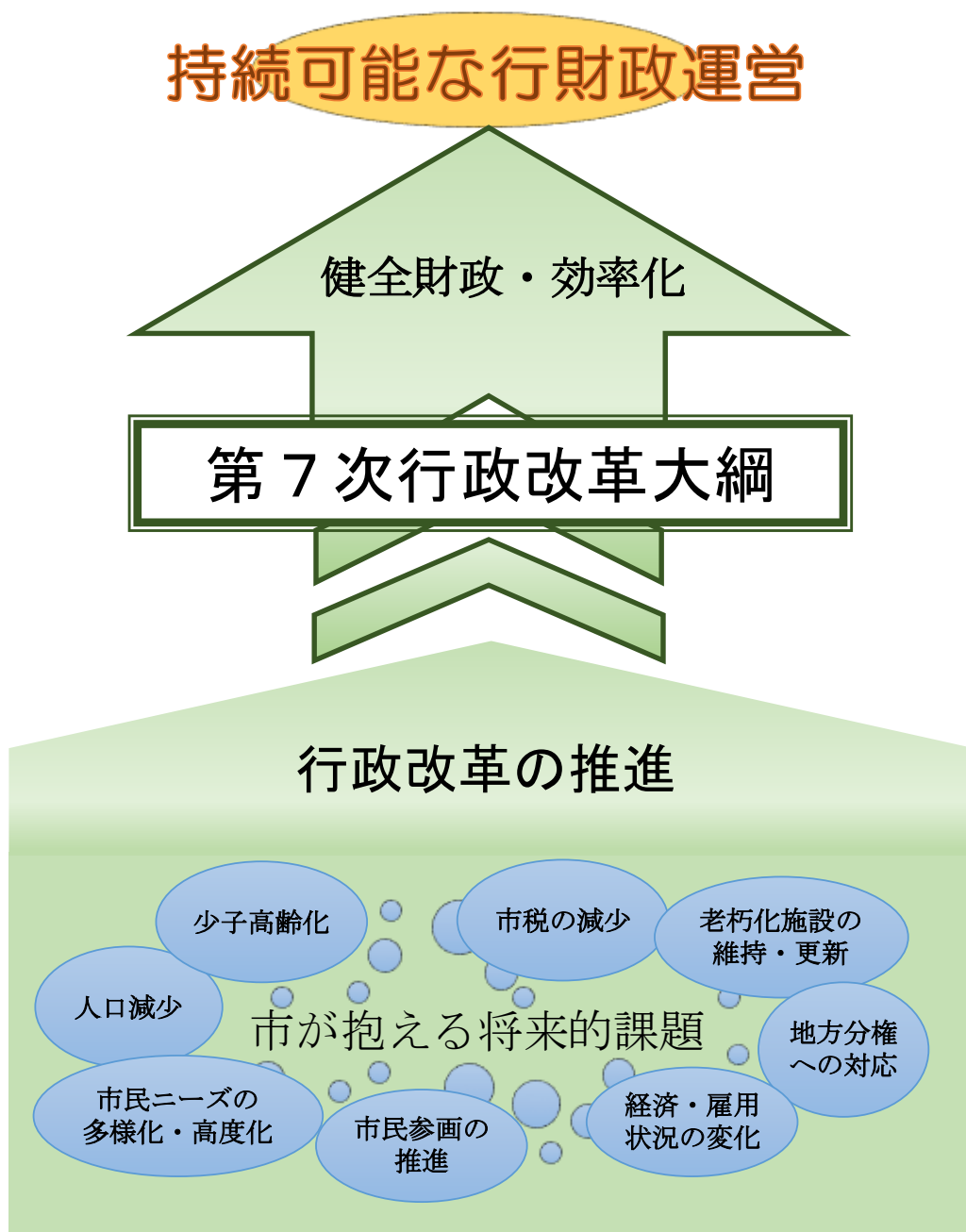
¹⁴ 自治体戦略2040構想研究会：2017年10月に総務省に設置された研究会。多様な自治体行政の展開により社会構造の変化への強靱性を向上させる観点から、高齢者（65歳以上）人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理したうえで、今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討する。

Ⅲ 新たな行政改革の方向性

今後、更なる少子・高齢化の進行と生産年齢（15～64歳）人口の減少に伴い、社会保障費の増大、地域コミュニティの維持、景気の低迷や雇用の確保に関する懸念等が将来に向けた大きな課題となっており、税収の減少や経常的、義務的経費の増加が危惧されています。

ライフスタイルや価値観の変化、核家族化の進行等により行政ニーズも多様化する中で、将来を見据えて行政サービスの水準を維持するためには、民間活力の導入や近隣自治体等との連携による行政サービスの効率的な提供等、新たな考え方に基づく行財政の仕組みを構築することも必要となっています。

第7次行政改革大綱では、将来にわたり質の高い行政サービスを提供するため、これまでの行政改革の基本姿勢を堅持しつつ、新たな発想を取り込みながら、安定した行財政基盤を堅持し、将来を見据えた行財政運営を目指します。



第3章 新たな行政改革の取組み

I 基本方針

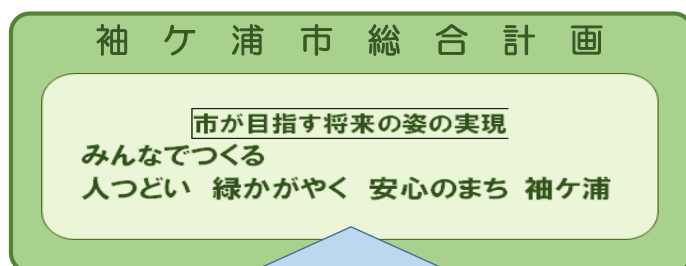
1 基本理念

現在、地方自治体を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少の進行、地域間競争や更なる地方分権に向けた動きなど、大きな節目の時期にあります。

また、地域社会においても、進展する地方分権型社会における「自主性」と「自立性」を高めながら、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担い合う体制を強化することが、ますます重要となってきました。

第7次行政改革大綱は、新たな総合計画における基本構想での「行政運営」、「財政運営」を担い、効率的な行政運営の推進、安定した財政運営など、持続的に質の高い行政サービスを提供するための仕組みと環境を整え、総合計画の着実な推進を下支えするものです。

新しい総合計画のスタートに合わせて、確実に見込まれる人口減少社会の到来と社会経済情勢の変化に適切に対応し、新しい発想や官民の共助のもと将来を見据えた行政経営を展開するとともに、限られた行政資源を最適配分及び有効活用して、効率的・効果的な行政経営を確立することを目指し、基本理念は「新たな時代の要請にも柔軟に対応し、将来にわたり安定した行政サービスを提供できる行財政運営の確立」として、不断の行政改革を推進します。



- 行財政運営の改善
- 住民満足度の向上

第7次行政改革大綱

<基本理念>

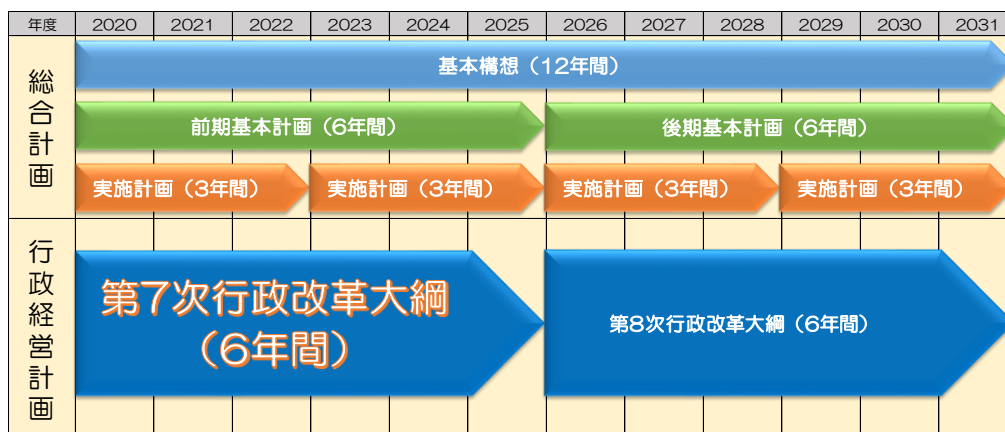
「新たな時代の要請にも柔軟に対応し、将来にわたり安定した

行政サービスを提供できる行財政運営の確立」

2 計画期間

令和2年度(2020年度) ~ 令和7年度(2025年度) <6年間>

総合計画との一体的な推進を図るため、計画期間は総合計画の前期基本計画期間と合わせて6年間とします。



3 取組みの指針

(1) 効率的・効果的な行財政運営のため、「選択」と「集中」を推進

行政改革は、単に無駄を省くことや予算や職員等を削減することと捉えられがちですが、それは手段であって行政改革の本来の目的ではありません。本来の目的は、真に必要な行政サービスや事業に対して、限られた財源や人員を重点的に投入する「選択」と「集中」を推進しながら、本市にとって良いものは積極的に取り入れることで、住民福祉の増進に寄与し、将来に過度な負担を残さない、効率的・効果的で質の高い行財政運営の仕組みと環境を整えていくことにあります。

(2) 重点的取組と目指すべき視点

「時代の変化に柔軟に対応できる弾力的な行財政基盤の構築」と「将来にわたり安定した質の高い行政サービスの提供」を実現するため、本市が抱える課題の中で次の3点を重点的取組とし、行政改革での目指すべき大きな目標として位置付けます。

重点的取組① 経常経費の抑制

<目指すべき視点>

- 令和7年度（2025年度）末に、経常収支比率 92.1% を目指す。
※（平成30年度（2018年度）末現在 94.5%）
- 義務的経費であっても見直しや抑制を検討し、経常経費の縮減に努める。

重点的取組② 公共施設マネジメントの推進

<目指すべき視点>

- 令和2年度（2020年度）末に、個別施設計画や長寿命化計画の策定を完了する。
- 令和3年度（2021年度）末に、全体指針である公共施設等総合管理計画を改訂する。
- 令和4年度（2022年度）以降、効率的な施設運営や公共施設の長寿命化を図りつつ、人口分布を考慮した統廃合や更新、再配置等に向けた検討を開始する。
- 新庁舎の建設では、工事期間中においても支障なく、また供用開始に向けても、より良い市民サービスが提供できるように、積極的な調査、検討を進めて実行する。

重点的取組③ 市民、職員、双方における満足度の向上

<目指すべき視点>

- 市民の声を反映した改善や充実したサービスを提供できるように制度や仕組みを改善して、市民満足度の向上を目指す。
- 職員の勤務状況や職場環境等の現状を的確に把握することにより、明らかとなった問題点等を改善し、行政運営の推進力となる職員が元気に笑顔で仕事に邁進して、充実した職場環境となるように努め、職員の満足度の向上を目指す。

4 改革の3つの柱

基本理念の実現に向けて、次の3つを改革の柱と位置付け、それぞれの改革目標を達成するため、行政改革の取組みを推進します。

<第1の柱> 合理的思考で未来に続く自治体へ

将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

経費・人員の抑制、事務事業の見直し、公共施設の統廃合といった主に行政運営の簡素化・合理化あるいは減量経営をめざし、社会経済情勢の変化にも適切に対応できる安定した行財政基盤を堅持するための行政改革を行います。

<第2の柱> 新しい技術を活かしたスマート自治体へ

限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革

従来からの職員配置の適正化、事務手順の見直し、組織・機構の統廃合、民間活力の導入といった取組みを行うとともに、国が進める未来投資戦略に掲げる「Society5.0」¹⁵などの革新的技術を活かして社会課題を解決する等、新たな取組みを行政運営に導入することで、時代の要請に即した行政サービスの提供や行政運営の効率化・スマート化をめざした行政改革を行います。

<第3の柱> 笑顔を提供できる、明るく元気な自治体へ

行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革

地方分権の進展や行政サービスの多様化等により、職員の業務量も増加していることから、より一層の効率化や職員自らが健康の維持・増進に気を遣う等、職場内での業務改革や職員の意識改革が必要性を増しています。

このような状況から、経費削減等の目に見える効果のみをめざすだけではなく、職場内の意識や組織文化の改善を行い、効率的で質の高い事務を行うための活気あふれる職場環境を整えることで、充実した市民サービスを提供できるよう行政改革を行います。

◎「官民データ活用推進計画」としての位置付け

わが国では、国、地方公共団体及び独立行政法人に加え、民間事業者の保有するデータ（以下「官民データ」という。）を利活用するための環境を総合的かつ効果的に整備するため、平成28年12月、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号以下「基本法」という。）を公布・施行しました。

基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画（以下「官民データ活用推進計画」という。）の策定に努めることとされています。

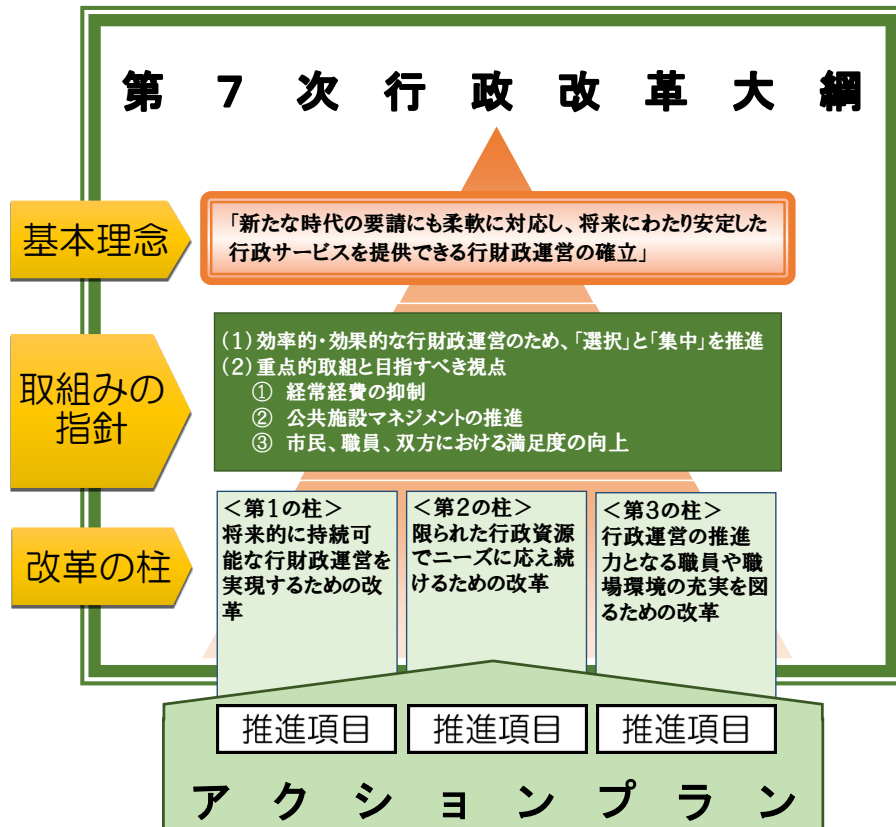
官民データ活用推進計画の策定では、官民データの利用環境の整備促進を図り、事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上に寄与すること等を目的としており、その趣旨が本行政改革大綱の一部取組みと一致することから、本行政改革大綱は、官民データ活用推進計画を兼ねるものとして位置付けるとともに、具体的な取組みについてはアクションプランにその内容を示します。

¹⁵ Society 5.0：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。Society 5.0で実現する社会は、IoT（Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難を克服します。また、人工知能（AI）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題が克服されます。

Ⅱ 具体的な取組み ～ アクションプランの概要 ～

1 位置付け

第7次行政改革大綱では、取組みの指針を示し改革の柱として3つの分野を設定しました。これにより、行政改革を「アクションプラン」として体系づけ、具体的な取組みを整理し推進していきます。



2 改革の柱における推進項目

<第1の柱> 将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

推進項目

- 歳入確保に向けた取組み
 - ◆ 新たな財源の確保
 - ◆ 市税の確保
 - ◆ 未利用市有財産の有効活用
 - ◆ 受益者負担の適正化
- 歳出抑制に向けた取組み
 - ◆ 補助金・負担金等の見直し
 - ◆ 特別会計及び企業会計の健全な運営
 - ◆ 物件費の抑制
- 将来を見据えた行財政運営の取組み
 - ◆ 効果的なマネジメントサイクルの推進
 - ◆ ファシリティマネジメントの推進
 - ◆ 健康福祉支援室及び地域包括支援センターのあり方の検討
 - ◆ 市立保育所・幼稚園のあり方の検討

＜第2の柱＞限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革

推進項目

- **組織・職員配置の適正化**
 - ◆ 組織の見直し
 - ◆ 定員管理の適正化
 - ◆ 窓口改善の取組み
- **新しい技術を活用した事務改善**
 - ◆ RPA、AI、民間委託の導入を見据えた事務フローの見直し(★)
 - ◆ マイナンバー制度の推進(★)
 - ◆ システム導入におけるルール整備(★)
- **時代の要請に応える業務改善**
 - ◆ 安全性やエコに配慮した公用車の運用
 - ◆ 地域におけるビックデータの利活用の推進(★)
 - ◆ 地域課題を解決する官民連携での新しい技術の活用(★)

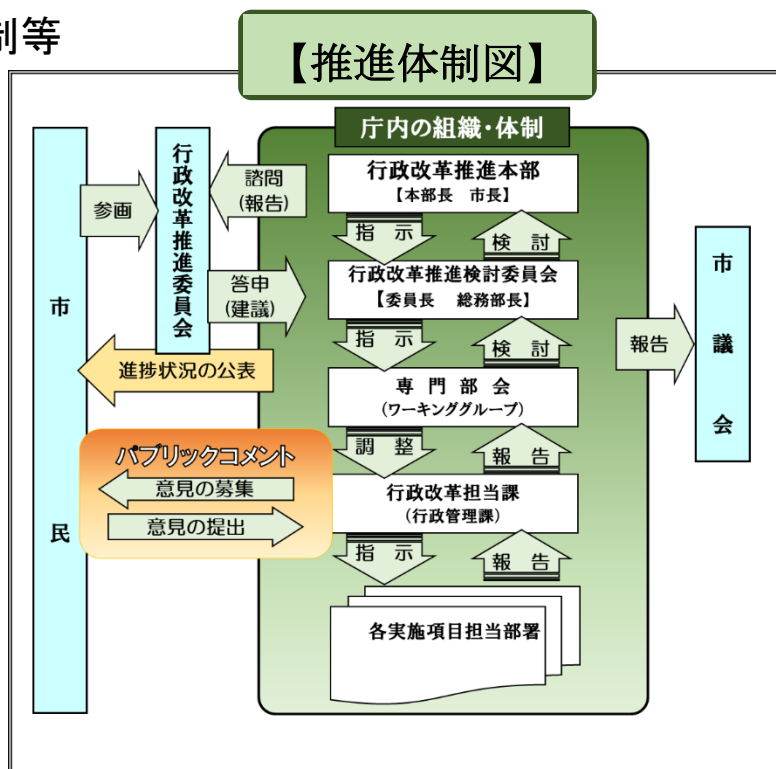
＜第3の柱＞行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革

推進項目

- **全庁共通事務の効率化**
 - ◆ 庁内会議等の見直し
 - ◆ 全庁に共通する事務の効率化
- **人材育成と働き方改革の推進**
 - ◆ 人事評価を活用した人材育成と給与・人事制度の連携
 - ◆ 生産性の向上の取組み
 - ◆ 意識改革を促す研修制度の推進
- **ワークスタイルの変革**
 - ◆ ペーパレス化の推進(★)
 - ◆ オフィス改革の推進(★)

注) 項目の末尾、星印(★)の取組みは、「官民データ活用推進計画」での取組みを兼ねています。

3 計画の推進体制等



(1) 組織体制

① 行政改革推進委員会（以下「推進委員会」という。）

行政改革大綱の策定及び推進にあたり、市民から幅広い意見を聴くため、各種団体の代表者や公募からなる「袖ヶ浦市行政改革推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、提言等をいただいています。

② 行政改革推進本部（以下「本部」という。）

市長を本部長とし、部長級のメンバーで構成します。行政改革の基本方針及び実施方策等を全庁的な視点で協議し、行政改革大綱の策定及び推進にあたります。

③ 行政改革推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）

総務部長を委員長とし、主に各部の次長級のメンバーで構成します。行政改革の基本方針及び実施方策等を検討し、行政改革大綱の策定及び推進にあたります。

④ 専門部会

主に行政改革大綱の策定にあたり、検討委員会にて専門の事項を調査、検討させるために設置します。専門部会の部会長は、検討委員会の委員長（総務部長）が検討委員会委員の中から指名し、専門部会の部会員は、部会長が職員の中から指名します。

(2) 計画の進行管理

行政改革大綱は、検討委員会及び本部において、毎年度、進行管理を行い、必要があれば是正の措置を講じます。

また、推進委員会においても、各年度の進捗状況を報告して意見をいただくとともに、行政改革の推進における重要事項の調査、報告及び審議を行っていきます。

(3) 計画の進捗状況の公表

進捗状況は、毎年度、市のホームページ等を利用して公表し、情報共有の推進と説明責任を果たします。

パブリックコメント 添付参考資料
※今後、内容を一部修正する可能性があります。

第7次行政改革大綱 アクションプラン（案）

<令和2年度(2020年度) ~ 令和7年度(2025年度)>

令和 年 月

袖ヶ浦市

第1章 アクションプランの概要

I 目的・位置づけ	1
II 取組期間及び計画内容のローリング	
1 計画期間	2
2 計画内容のローリング（見直し）	
（1）計画期間3年目での振り返り	2
（2）目標達成に向けたPDCA	3

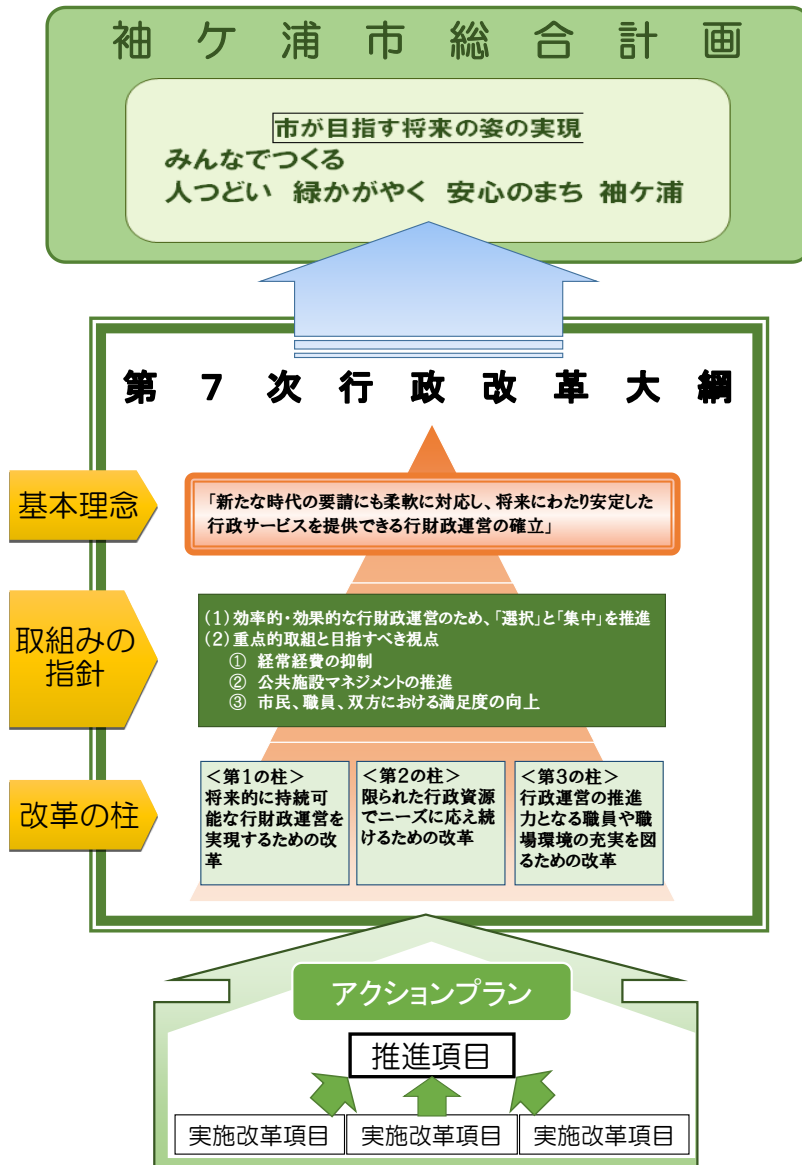
第2章 アクションプランの取組内容

I アクションプランの体系	4
II 実施改革項目	
<第1の柱> 将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革	
1 歳入確保に向けた取組み	5
2 歳出抑制に向けた取組み	6
3 将来を見据えた行財政運営の取組み	7
<第2の柱> 限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革	
1 組織・職員配置の適正化	9
2 新しい技術を活用した事務改善	10
3 時代の要請に応える業務改善	11
<第3の柱> 行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革	
1 全庁共通事務の効率化	12
2 人材育成と働き方改革の推進	13
3 ワークスタイルの変革	14

第1章 アクションプラン概要

I 目的・位置づけ

新しく令和2年度（2020年度）から取組みを開始する「袖ヶ浦市総合計画」（以下「総合計画」という。）では、「みんなでつくる人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦」を市が目指す将来の姿として掲げています。この実現に向け、新たな総合計画の着実な推進を下支えする第7次行政改革大綱では、本市の現状や課題等を見つめ、基本理念と取組みの指針を示すとともに、「改革の柱」として3つの分野を設定しています。



大綱では、本市の現状や課題等を見つめ、基本理念と取組みの指針を示すとともに、「改革の柱」として3つの分野を設定しています。

「アクションプラン」では、この改革の柱に基づき、行政改革で目指すべき「推進項目」と、その実現に向けた具体的な方策となる「実施改革項目」とを体系づけ、それぞれの目標、目的が達成されるよう取組みを推進していきます。

◎「官民データ活用推進計画」としての位置付け

わが国では、国、地方公共団体及び独立行政法人に加え、民間事業者の保有するデータ（以下「官民データ」という。）を利活用するための環境を総合的かつ効果的に整備するため、平成28年12月、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号 以下「基本法」という。）を公布・施行しました。

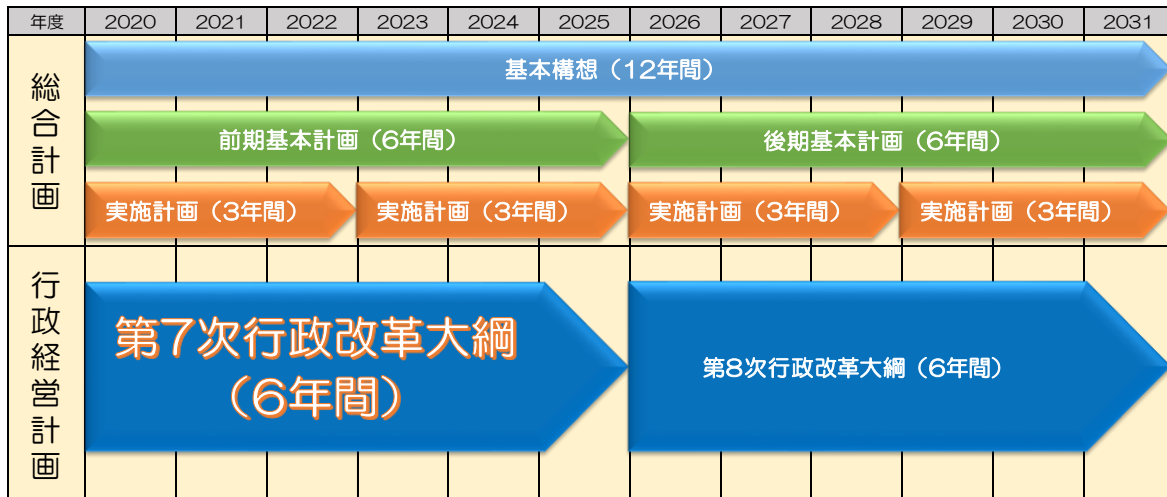
基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画（以下「官民データ活用推進計画」という。）の策定に努めることとされています。

官民データ活用推進計画の策定では、官民データの利用環境の整備促進を図り、事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上に寄与すること等を目的としており、その趣旨が本行政改革大綱の一部取組みと一致することから、本行政改革大綱は、官民データ活用推進計画を兼ねるものとして位置付けるとともに、具体的な取組みについてはアクションプランにその内容を示します。

II 取組期間及び計画内容のローリング

1 計画期間

令和2年度（2020年度）から令和7年度（2025年度）の6年間とします。
これは、総合計画との一体的な推進を図るため、前期基本計画期間と合わせるものです。



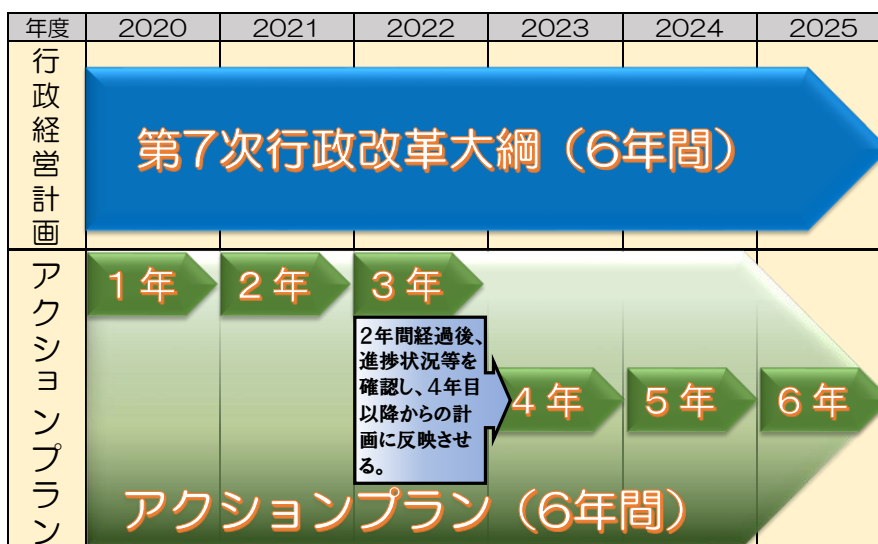
2 計画内容のローリング（見直し）

行政改革を進めるにあたっては、PDCAサイクルを推進する観点から、取組を漫然と実施するのではなく、計画どおり進捗しているか、また、目標とした成果があがっているかを定期的に点検・評価し、期待どおりの成果が得られていない場合には、改善を図っていきます。

（1）計画期間3年目での振り返り

アクションプランで取組む実施改革項目は、2年間経過後の令和4年度（2022年度）に令和3年度（2021年度）末の取組の進捗状況等を確認し、令和5年度（2023年度）以降の計画内容に反映することとします。

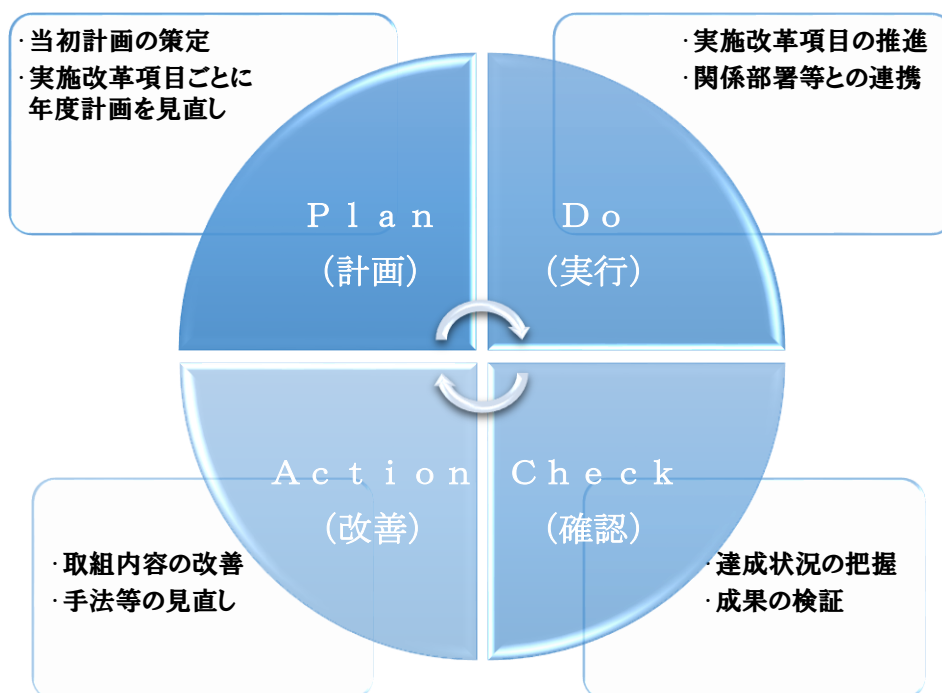
ただし、ここでの見直しは、当該実施改革項目を2年間取り組み、方向性に変更があったものや、課題の変化、目標の達成状況などの実態にあわせて、大きく計画内容や目標設定に見直しが必要なもの、あるいは新規に取組みを加えていく必要があるものに限ります。



（2）目標達成に向けたPDCA

今回、アクションプランについては、6年間と長期の取組みとなっています。このことで、重要な課題等に対しては、計画的に検討等を深めて推進することが可能となりましたが、その半面、長い取組み期間中においては、現状予期せぬ状況の変化等も考えられます。

このことから、取組みを推進するアクションプランの実施改革項目については、毎年、効率的な取組みとなるよう、目標達成に向けた手段や手法を年度当初に計画して当該年度の取組みを進行することとし、毎年度、当該実施改革項目について、所管部署がPDCAサイクルによる計画の見直しを行いながらアクションプランの推進を図ります。



第2章 アクションプランの取組内容

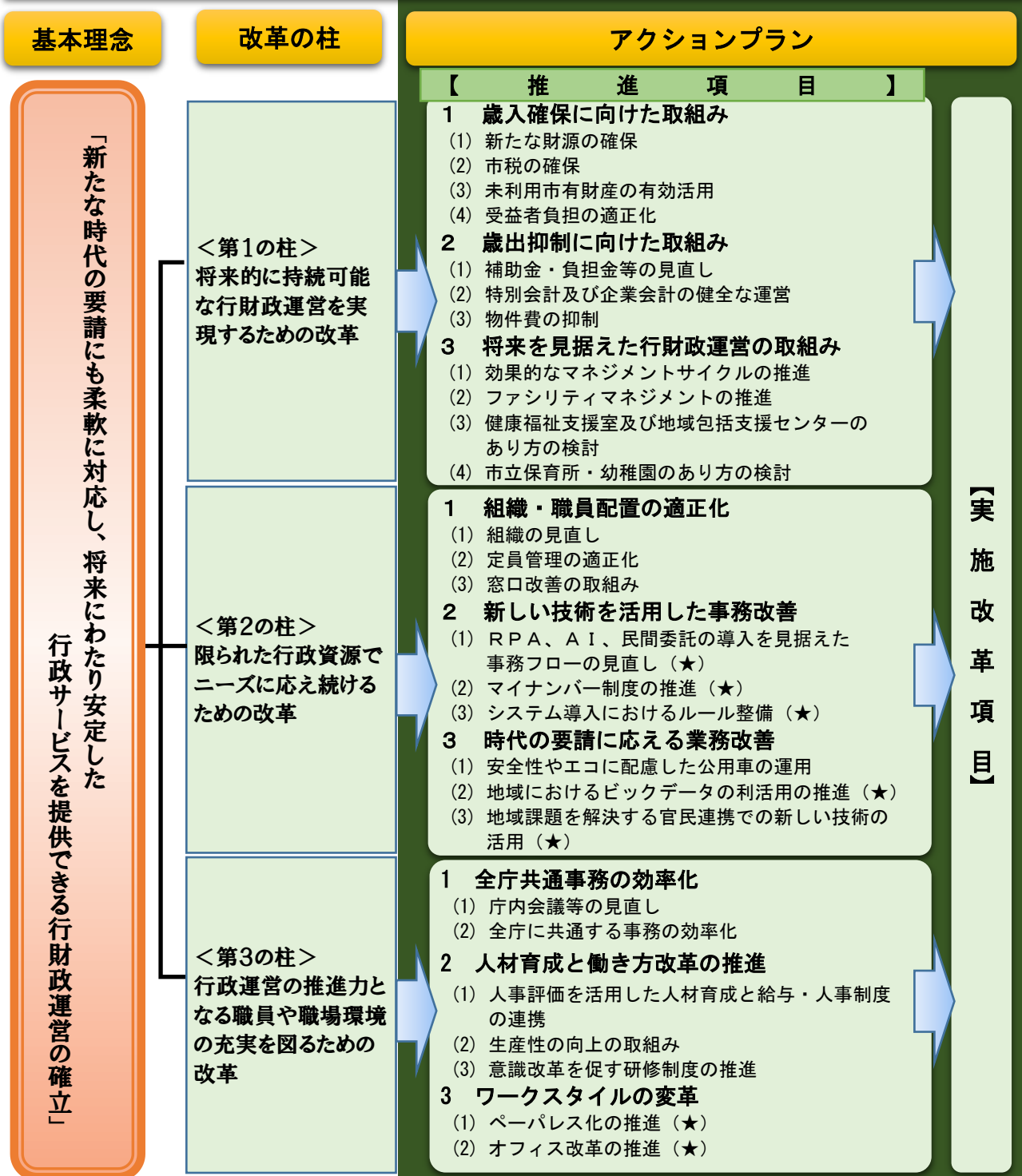
I アクションプランの体系

取組みの指針

(1) 効率的・効果的な行財政運営のため、「選択」と「集中」を推進

(2) 重点的取組と目指すべき視点

- ① 経常経費の抑制、② 公共施設マネジメントの推進、③ 市民、職員、双方における満足度の向上



注) 項目の末尾、星印(★)の取組みは、「官民データ活用推進計画」での取組みを兼ねています。

II 実施改革項目

<第1の柱> 将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

1 歳入確保に向けた取組み

(1) 新たな財源の確保

目指すべき改革の効果	ふるさと納税制度では、更なる財源確保策として、本市の政策やまちづくりに共感してくれる寄附者の増加や、地域経済の活性化に繋がるような返礼品の見直し等を行う。また、新たな取組みについても積極的に推進し、更なる歳入の確保により財政運営の安定化を図る。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	ふるさと納税の推進	財政課		継続実施	→					
②	クラウドファンディングの活用	財政課		検討	方針決定	実施	→			
③	ネーミングライツ制度の導入	財政課		検討	方針決定	実施	→			
④	広告収入等による財源の確保	秘書広報課	財政課	継続実施	→					

(2) 市税の確保

目指すべき改革の効果	公平かつ適正な課税及び税負担の公平性や市税収入の確保に努め、持続可能な行財政運営を可能とする。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	未申告指導の推進	課税課		継続実施	→					
②	電子申告の普及推進	課税課		継続実施	→					
③	収納率向上のための体制強化	納税課		検討	準備	実施	→			
④	新たな納入方法の導入に向けた検討	納税課		方針決定	準備	実施	→			

(3) 未利用市有財産の有効活用

目指すべき改革の効果	未利用市有財産の管理件数を減少させて除草等の維持管理費を削減するとともに、売却収入や貸付収入により市の財源確保を図る。貸付や売却処分等を積極的に進め財源確保を行う。									
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	未利用市有財産の売却及び貸付の推進	管財契約課		継続実施						
②	未利用教育財産の跡地利用の検討	教育総務課	資産管理課	用途廃止、施設処分	利活用等方針決定	利活用等完了、継続				

(4) 受益者負担の適正化

目指すべき改革の効果	負担の公平性の確保や受益者負担の原則の観点から、平成24年度に策定した「使用料・手数料及び分担金の見直しに関する基本方針」を改定し、昨今の社会情勢や行政ニーズ等を考慮した方針内容や作業内容とすることで、適正な料金水準を維持する。									
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	受益者負担の適正化に係る制度の見直し	財政課		問題点等確認	基本方針改定	新方針実施				

2 歳出抑制に向けた取組み

(1) 補助金・負担金等の見直し

目指すべき改革の効果	昨今の社会情勢や行政ニーズ等を鑑み、目的を達した補助金等の廃止や補助内容の見直しを図る等、市政に即した事業の推進と経費の適正化を図る。									
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	補助金・負担金等の見直し	財政課		問題点等確認	規程改定	見直し実施	当初予算反映			

(2) 特別会計及び企業会計の健全な運営

目指すべき改革の効果	繰入金の考え方や使用料金の見直しのルールを明確化し、一般会計からの繰入金の抑制、使用料金の適正化を図る。									
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	国民健康保険特別会計の健全化	保険年金課	健康推進課 納税課	継続実施	→					
②	公共下水道事業会計の健全化	下水対策課		継続実施	→					
③	農業集落排水事業会計の健全化	下水対策課		継続実施	→					

(3) 物件費の抑制

目指すべき改革の効果	業務委託の内容の見直し等により物件費を抑制し、歳出抑制を図る。									
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	物件費の抑制	財政課		継続実施	→					

3 将来を見据えた行財政運営の取組み

(1) 効果的なマネジメントサイクルの推進

目指すべき改革の効果	中長期的な視点に立った計画的な経営基盤や、財政マネジメント等を可能とする仕組みを構築して運用することで、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供できる。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	政策決定における財務諸表の活用	財政課		継続実施	→					
②	行政評価システムの改善・活用	企画課	財政課 行政管理課	問題点確認、検討	事務フロー見直し完了					

(2) ファシリティマネジメントの推進

目指すべき改革の効果	公共施設等については、それらを経営資源と捉え、経営的視点に基づき、コストの最小化や施設効用の最大化を図る。これにより、公共施設等の適正な維持管理を長期的な視点で計画的に行い、限られた財源の中で将来にわたり継続的な行政サービスの提供を可能とする。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	—				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	PPP（公民連携）の推進	行政管理課	資産管理課	継続実施	→					
②	公共施設の再編・整備の推進	資産管理課		既存計画改定	→	新規計画策定				

(3) 健康福祉支援室及び地域包括支援センターのあり方の検討

目指すべき改革の効果	健康福祉支援室及び地域包括支援センターのあり方について検討し、今後見込まれる支援ニーズの多様化及び量的拡大に対応し得る地域に密着した相談・支援体制を再構築することで、充実した地域包括支援機能の提供を実現する。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	—				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	健康福祉支援室のあり方の検討及び方針の決定並びに方針に基づく運営の実施	地域福祉課	高齢者支援課 健康推進課	検討	方針決定	準備	方針に基づく運用開始	→		
②	地域包括支援センターの体制強化の検討と実施	高齢者支援課		検討	方針決定	準備	方針に基づく運用開始	→		

(4) 市立保育所・幼稚園のあり方の検討

目指すべき改革の効果	現状の人口分布や将来推計、また施設の管理運営体制等をも考慮した展望を検討し、今後も多様なニーズに応える保育サービスの提供や保育量の確保を行いつつ、将来を見据えた子育て環境を提供する。									
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	—				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	市立保育所・幼稚園の運用体制の検討	子育て支援課	保育課 学校教育課	検討	方針決定	準備	方針に基づく運用開始	→		

<第2の柱> 限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革

1 組織・職員配置の適正化

(1) 組織の見直し

目指すべき改革の効果	部の調整機能の強化や業務の一元化を行い、非効率部分の解消に向けた組織の見直しを行うことで、効率的で円滑な執行体制を構築する。								
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	－	職場環境の改善	向上			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	公金徴収業務の効率化を図る体制の一元化	行政管理課	納税課	検討	→	方針決定	実施	→	→
②	部のマネジメントの効率化	総務課		検討 方針決定	準備	実施	→	→	→

(2) 定員管理の適正化

目指すべき改革の効果	各課等の業務量を踏まえ、職種別の定員数、正規職員と非正規職員の適切な人員数を検討して、職員数の適正化及び人件費の抑制を実現する。								
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	定員管理の適正化	行政管理課		検討	計画策定	職員配置等 検討	→	→	→

(3) 窓口改善の取組み

目指すべき改革の効果	庁舎整備も予定されていることから、窓口の業務フローの見直しを図り、窓口の効率化や住民サービスの向上につなげる他、集約が図れる手続きを洗い出し、窓口の一元化や民間委託等を行うことで職員数を抑制する。								
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	窓口業務に関する改善改革（再構築）の推進等	行政管理課		検討 方針決定	準備	実施	→	→	→

2 新しい技術を活用した事務改善

(1) RPA、AI、民間委託の導入を見据えた事務フローの見直し

目指すべき改革の効果	「RPA」や「AI」といった新しい技術や民間委託の導入等により、定型的な事務処理の効率化や事務負担の軽減が図られ、人件費の削減や職員の適正配置に資する。								
	住民サービスの向上	向上	コストの削減	向上	職場環境の改善	向上			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	RPA、AI、民間委託の導入を見据えた事務フローの見直し	行政管理課		検討、 実証実験	準備	実施	→		

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

(2) マイナンバー制度の推進

目指すべき改革の効果	マイナンバーカードの申請時におけるサポートや活用機会を増やす等、行政サービスの充実を図り、マイナンバーカードの交付拡大と市民サービスの向上を実現する。								
	住民サービスの向上	向上	コストの削減	－	職場環境の改善	－			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	マイナンバーカードの利用拡大に向けた検討	行政管理課		検討 方針決定	準備、 実施	→			
②	マイナポータルを活用による各種申請の電子化の促進	行政管理課		準備、 実施	→				
③	マイナンバーカードの交付促進	市民課		継続実施	→				

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

(3) システム導入におけるルール整備

目指すべき改革の効果	クラウドサービスの利用によるコストの削減やセキュリティ水準の向上、また、業務の標準化等によるベンダーロックインの回避により、適切な情報システムを導入するとともに、コストの抑制が期待できる。								
	住民サービスの向上	－	コストの削減	向上	職場環境の改善	－			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	システムの構築や導入における民間サービス利用の促進	行政管理課		検討、 導入	→				
②	業務、情報システムや保有データの標準化の推進	行政管理課		継続実施	→				

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

3 時代の要請に応える業務改善

(1) 安全性やエコに配慮した公用車の運用

目指すべき改革の効果	公用車の効率的な運用を図るとともに、車両更新に合わせた安全装置等の装備の検討、またエコカーへの切り替え等、安全性や環境に配慮した公用車の導入を推進することで、交通事故の削減や環境保全に繋がる。								
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	安全性やエコに配慮した公用車の運用	管財契約課		検討	検討及び導入	→			

(2) 地域におけるビックデータ利活用の推進

目指すべき改革の効果	庁内の部局・分野に加えて、都道府県や他の市町村等との連携可能性を踏まえて、広域でのデータの利活用のあり方についても検討することで、より効果的な施策への活用を図る。								
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	－	職場環境の改善	－			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	地域におけるビックデータ利活用の推進	行政管理課	総務課、企画課	検討	→	方針決定	実施	→	

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

(3) 地域課題を解決する官民連携での新しい技術の活用

目指すべき改革の効果	新しい技術を活用した様々な施策を検討、実施することによって、住民サービスの向上とともに、地域経済の活性化や地域課題の解決を図る。								
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	公共交通における新しい技術の活用検討	企画課		検討、調査	協議	検討、準備	→		
②	AIを活用した問合せ窓口の検討	行政管理課		検討	→	方針決定	実施	→	

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

<第3の柱> 行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革

1 全庁共通事務の効率化

(1) 庁内会議等の見直し

目指すべき改革の効果	効果的な庁内会議の運営を実現することで、短時間で円滑な庁内合意や方針決定等が行われ、業務時間が確保できるとともに、生産性の向上にもつながる。								
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	向上			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	会議の効率的な運営に関するルール化の検討	総務課		検討、 試行	ルール化 完了	→			
②	電子黒板やタブレット端末等を活用した会議の検討	行政管理課		検討	準備	試行、 実施	→		

(2) 全庁に共通する事務の効率化

目指すべき改革の効果	全庁に共通する事務の効率化により、住民サービス向上に寄与する施策の企画立案に割く時間を生み出すことができる。								
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	向上			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	予算編成事務の効率化	財政課	会計室	検討	準備	試行、 実施	→		
②	庁内報告文書等の一括処理	総務課		準備、 実施	→				
③	契約事務の効率化	管財契約課		検討	準備	実施	→		
④	施設管理に共通する電力契約、点検や清掃委託等の集約化の検討	資産管理課		検討	準備	実施	→		

2 人材育成と働き方改革の推進

(1) 人事評価を活用した人材育成と給与・人事制度の連携

目指すべき改革の効果	任用制度の見直しや人事評価制度と連携した給与・人事制度の構築により、職員1人1人の能力向上とモチベーションのアップを図り、住民サービスの向上につなげる。								
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	－	職場環境の改善	向上			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	職階や任用に係る人事制度の見直し	総務課	行政管理課	検討	→	→	準備	実施	→
②	人事評価制度と連携した人材育成及び給与・人事制度の構築	総務課		方針決定	実施	→	→	→	→

(2) 生産性の向上の取組み

目指すべき改革の効果	長時間労働に対する意識改革、長時間勤務職場等における生産性向上の取組みを実施することにより、職員の業務負担が軽減され、ワークライフバランスの維持につながる。								
	住民サービスの向上	－	コストの縮減	向上	職場環境の改善	向上			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	働き方を意識した時間外勤務の抑制	総務課		継続実施	→	→	→	→	→
②	業務マニュアルの整備	行政管理課		検討	→	方針決定	実施	→	→
③	長時間勤務職場等における業務改革・改善の推進	行政管理課		継続実施	→	→	→	→	→

(3) 意識改革を促す研修制度の推進

目指すべき改革の効果	管理職のマネジメント力が強化され、また他自治体や民間企業での研修を受けることで、業務の効率化や組織の活性化へと繋がり、職員1人1人が共通の目標に向かって職務に邁進し、組織全体の業務の質が向上する。								
	住民サービスの向上	向上	コストの縮減	向上	職場環境の改善	－			
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画					
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
①	管理職のマネジメント力の強化	総務課		検討	継続実施	→	→	→	→
②	他自治体や民間企業への研修派遣の検討、実施	総務課		検討	継続実施	→	→	→	→

3 ワークスタイルの変革

(1) ペーパーレス化の推進

目指すべき改革の効果	電子化に伴う紙文書の削減とワークスタイルの変革による事務の効率化を一層推進することで、用紙及び印刷コストの削減、また庁舎内における書庫スペースの削減等、ペーパーレス化による効果が期待できる。									
	住民サービスの向上	－	コストの削減	向上	職場環境の改善	向上				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	業務のデジタル化、ペーパーレス化の推進	総務課		検討	継続実施	→				
②	議会関係文書のデジタル化	総務課 議会事務局	行政管理課	検討	準備	実施	→			
③	工事関係書類の電子データ等の活用	管財契約課	資産管理課 都市整備課	検討	方針決定	実施	→			

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

(2) オフィス改革の推進

目指すべき改革の効果	スペースの有効活用による機動的な打合せ場所の確保、ペーパーレス化推進によるタブレット端末の導入等、部署の垣根を越えた他課とのコミュニケーションの活性化を図ることにより事務環境を改善し、働きやすい職場環境を構築する。									
	住民サービスの向上	－	コストの削減	向上	職場環境の改善	向上				
No.	取組項目	担当部署	関係部署	年度計画						
				R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
①	新たなコミュニケーションツールの導入に向けた検討	行政管理課		検討	方針決定	導入	→			
②	モバイル端末の活用の推進	行政管理課		検討	方針決定	導入	→			

注) この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。

第7次行政改革大綱の策定スケジュール

<今後の予定>

1 1月25日 第4回行政改革推進検討委員会(政策調整会議メンバー)
へ付議

1 2月 3日 第3回行政改革推進本部(政策会議メンバー)へ付議
13日 第2回行政改革推進委員会へ付議
20日 議会全員協議会へ説明

1 2月23日～1月22日パブリックコメント実施

2月10日 第5回行政改革推進検討委員会へパブコメ結果等を付議
18日 第4回行政改革推進本部へパブコメ結果等を付議
25日 第3回行政改革推進委員会へ諮問

3月 3日 行政改革推進委員会から答申
11日 ◎第6回行政改革推進検討委員会へ答申内容等を付議
18日 ◎第5回行政改革推進本部へ答申内容等を付議
※3/3行政改革推進委員会からの答申において内容
の変更等がなければ、◎での付議は省略予定
※第5回行政改革推進本部終了後、市長決裁にて確定
24日 議会全員協議会 報告